

**「これからの八尾のまちづくりの方向性について」  
(提言書)**

平成 21(2009)年 8 月

**元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会**



## 提言にあたって

「元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会」は、八尾市第5次総合計画の策定に向けたさまざまな取組みの一環として、平成20（2008）年10月に設置された。八尾市に住み続けたい、住んでみたいと誰もが思えるまちづくりを推進するにあたり、「市民参画と協働のまちづくり」の観点から、広く市民の意見や提言を反映させるため、メンバーは、公募による市民委員16名と、学識委員4名の全20名で構成されている。

市民懇談会は、昨年度、市民の視点から見た現行の総合計画に対するコメントを協議、作成し、平成21（2009）年3月、『第4次八尾市総合計画「やお未来・元気プラン21」総括レポート』に反映、掲載した。今年度に入ってから、この総括レポートで指摘した視点も踏まえつつ、第5次総合計画に向けて、「これからの八尾のまちづくりの方向性」について協議を重ねた。全体会の間に平行して4つの検討グループを設け、それぞれ自主的な勉強会や意見交換会などを随時開催し、これらの場には市の各部課から市職員の参加も求め、市政の現況を学びつつ、限られた期間ではあったが、可能な限り内容を掘り下げるよう努めた（市民懇談会の活動経過：参考資料参照）。

本提言書は、第5次総合計画に向けた市の取組みの参考に供するため、以上の市民懇談会の活動成果をとりまとめたものである。市民委員が分担して起案、執筆し、学識委員は適宜必要な助言等を行い、案文は全体会の議を経て確定された。

提言は、すべての分野にわたり網羅的に検討を進める行政とは異なった立場から、むしろ、市民としての日常の活動や体験に基づいて、このまちの将来の姿やかたちを自由に構想する中でテーマの重点化を図り、参画した委員の個性や多彩な経歴、知見を反映した内容となっている。

本提言書では、新総合計画の体系も想定しつつ、まず、「1 基本構想に関わる意見・提言」として、「(1) 時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと」、「(2) まちづくりの理念に盛り込む必要があること」、そして「(3) 将来の都市像」について述べている。次に、「2 基本計画に関わる意見・提言」を、「(1) 分野横断的な主要テーマ」と「(2) 分野別のまちづくりの方向性」に分けて掲げた。

市民の視点からの八尾のまちづくりに対する問題意識や提案として、本提言書が広く活用されることを期待したい。

平成21(2009)年 8月26日

元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会 座長



「これからの八尾のまちづくりの方向性について」(提言書)の構成

基本構想に関わる意見・提言

時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと

- 地球と自然の一員として
- グローバル化に伴う格差の是正と「つながり」の回復
- 地方分権時代への対応
- 行財政の建て直し
- まちの活力を持続・発展

まちづくりの理念に盛り込む必要があること

- 子育て支援の充実、地域コミュニティ内での市民の有機的な結びつき
- 人権文化のまちづくり
- 環境先進都市・八尾

将来の都市像

- 地球社会でみんなが活躍でき、地域で安心して暮らせるまち
- 市民一人ひとりが地球環境を守ることに努めた暮らしができるまち
- 暮らしている地域や八尾を誇りに思え、国を超えてみんなに伝えたいようなまち
- 人権を守り、さまざまな人と共に暮らすことのできるまち
- 子育てが安心してでき、こどもたちが生きる力や豊かな暮らしを学べるまち

分野横断的な主要テーマ

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| <b>提案1</b> 地域経営システムの再構築 | <b>提案5</b> 「八尾版グリーン・ニューディール」(グリーン内需構想)の創造 |
| <b>提案2</b> 地域別計画        | <b>提案6</b> 放置自転車対策の抜本的な見直し                |
| <b>提案3</b> 住教育による人材育成   | <b>提案7</b> 人権と福祉の視点の重要性                   |
| <b>提案4</b> 本格的な観光振興     | <b>提案8</b> 新産業の創出ー「もの」から「こと」への時代の対応ー      |

分野別のまちづくりの方向性

地域経営 システム関係	健康福祉 分野関係	教育文化 分野関係	産業経済 分野関係	生活環境 分野関係	都市基盤 分野関係
<ul style="list-style-type: none"> <li>■コミュニティ</li> <li>■人権</li> <li>■同和問題</li> <li>■女性(男女共同参画)</li> <li>■外国人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉</li> <li>■高齢者</li> <li>■障がい者</li> <li>■子ども</li> <li>■保育</li> <li>■医療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育</li> <li>■文化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■雇用・就業</li> <li>■ものづくり</li> <li>■中小企業振興</li> <li>■農業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆農業生産のブランド化と観光の連携</li> <li>◆八尾の特色を活かした農業、林業の復活</li> </ul> </li> <li>■観光                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆観光によるまちづくり</li> <li>◆観光事業推進のための戦略</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■景観・環境                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高安山への景観</li> <li>◆高安山里山再生保護活動</li> <li>◆水路などの水辺の活用</li> <li>◆八尾版グリーン内需構想</li> <li>◆八尾型環境教育の普及及び実践</li> <li>◆都市型景観</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地利用・都市                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市計画への提案</li> <li>◆市の北部地域と南部地域</li> <li>◆住教育によるまちづくりと人づくり</li> </ul> </li> <li>■交通・防災・防犯                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市交通</li> <li>◆道路網の整備</li> <li>◆放置自転車対策の抜本的な見直し</li> <li>◆防災</li> <li>◆避難場所の防災計画</li> <li>◆水路を意識した防災計画 など</li> </ul> </li> </ul>

基本計画に関わる意見・提言

## 【目 次】

1	基本構想に関わる意見・提言	1
(1)	時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと	1
	■地球と自然の一員として	
	■グローバル化に伴う格差の是正と「つながり」の回復	
	■地方分権時代への対応	
	■行財政の建て直し	
	■まちの活力を持続・発展	
(2)	まちづくりの理念に盛り込む必要があること	5
	■子育て支援の充実、地域コミュニティ内での市民の有機的な結びつき	
	■人権文化のまちづくり	
	■環境先進都市・八尾	
(3)	将来の都市像	8
	○地域社会でみんなが活躍でき、地域で安心して暮らせるまち	
	○市民一人ひとりが地球環境を守ることに努めた暮らしができるまち	
	○暮らしている地域や八尾を誇りに思え、国を超えてみんなに伝えたいくなる ようなまち	
	○人権を守り、さまざまな人と共に暮らすことのできるまち	
	○子育てが安心してでき、子どもたちが生きる力や豊かな暮らしを学べるまち	
2	基本計画に関わる意見・提言	10
(1)	分野横断的な主要テーマ	10
	<b>提案1</b> 地域経営システムの再構築	10
	■ラウンドテーブルについての提案	
	■「地区教育推進委員」特区モデルの創設	
	■総合計画への認識と認知の徹底	
	<b>提案2</b> 地域別計画	16
	<b>提案3</b> 住教育による人材育成	19
	<b>提案4</b> 本格的な観光振興	23

提案 5	「八尾版グリーン・ニューディール」(グリーン内需構想)の創造	26
提案 6	放置自転車対策の抜本的な見直し	28
提案 7	人権と福祉の視点の重要性	29
提案 8	新産業の創出—「もの」から「こと」への時代の対応—	31

**(2) 分野別のまちづくりの方向性** . . . . . 34

**(地域経営システム 関係)** . . . . . 34

■コミュニティ

■人権

■同和問題

■女性(男女共同参画)

■外国人

**(健康福祉分野 関係)** . . . . . 37

■福祉

■高齢者

■障がい者

■子ども

■保育

■医療

**(教育文化分野 関係)** . . . . . 43

■教育

■文化

**(産業経済分野 関係)** . . . . . 46

■雇用・就業

■ものづくり

■中小企業振興

■農業

◆農業生産のブランド化と観光の連携

◆八尾の特色を活かした農業、林業の復活

■観光

◆観光によるまちづくり

◆観光事業推進のための戦略

(生活環境分野 関係) . . . . . 50

■景観・環境

- ◆高安山への景観
- ◆高安山里山再生保護活動
- ◆水路などの水辺の活用
- ◆八尾版グリーン内需構想[前掲のため略]
- ◆八尾型環境教育の普及及び実践
- ◆都市型景観

(都市基盤分野 関係) . . . . . 52

■土地利用・都市

- ◆都市計画への提案
- ◆市の北部地域と南部地域
- ◆住教育によるまちづくりと人づくり[前掲のため略]

■交通・防災・防犯

- ◆都市交通
- ◆道路網の整備
- ◆放置自転車対策の抜本的な見直し[前掲のため略]
- ◆防災
- ◆避難場所の防災計画
- ◆水路を意識した防災計画
- ◆清らかな水の確保と放置ため池の対策
- ◆防犯

3 全委員からのコメント (50 音順) . . . . . 57

参考資料 . . . . . 61

元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会設置要綱  
元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会委員名簿  
元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会活動経過等

# 1 基本構想に関わる意見・提言

## (1) 時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと

新たな総合計画において、「時代潮流についての認識」を計画の前提として掲げる際には、特に次の5点を考慮する必要がある。

### ■ 地球と自然の一員として

- 国際社会の津波のような大変動は、私たちを「人智を超えた学びの時」に直面させているように思われる。数値目標を掲げた発展が音を立てて崩壊する中、「自ら目覚め、摂理と合意、自立へ」のチャンスが訪れているのかもしれない。

悠久の歴史の中、私たち地球人は、自然の摂理の恩恵に抱かれ、生かされながら、思想、哲学、倫理観を育み、権利を主張して諸制度を築き、技術を発展させてきた。

その結果、いろいろな事象の予測を可能にはしたが、プロセスを欠いた利便性は、さまざまな「負の連鎖反応」を生み出したとも言える。事実、先進国と言われる一方で、「斜陽と影、月の満ち欠けに暦を数え、風花の香りに抱かれること」すら、擬似的なテクノロジーに委ね、商業的に歪められた文化を選択し、交通事故死より多くの人々が、自らあるいは隣人を巻き込んでの命との決別を選択している現実がある。多くの不安の声が聞かれる中、既存の社会経済システムにさまざまな限界が来ていることに深い危機感を感じざるを得ない。固定的な事業計画や開発によって、ときに事業体そのものが「致命的な負の財産づくり」を推進していたことも明らかになっている。

鉱物・微生物・動植物など自然界のすべての存在は、太古から私たちに言葉を超えて、自然災害（異常気象、地震、津波等）など異変の兆しを報せてきてくれた。今、私たちは、地球と自然の一員として、より本質的なフィールドで共同創造を行うことを伴ってこそ持続可能であることを、改めて謙虚に自覚し、次の行動について立案するべきではないかと考える。

今日のような時代背景の中で、10年先を見越し、普遍性のある現実に対応した諸提言を行うこと、また、それらの提言を踏まえて実際に改革を進めることは、あるいは容易なことではないと思われるかもしれない。しかし、「真のひとりの決心が全てを変換させる鍵」となり、いかようにも変革を遂げてきた人類であり、またこうした時代背景であればこそ、ヒューマニティー（人間らしさ）が足元を照らす光の道標となり、後世に残る布石の提言となるよう、新たな総合計画の策定に向けて、さらに各テーマを横断的に論議を深めることが必要であると思われる。

## ■ グローバル化に伴う格差の是正と「つながり」の回復

- グローバル化の進展とともに、世界経済全体が連結経済となり、地域社会もその競争に巻き込まれつつある。市場原理の導入によって経済の活性化をはかろうとする政策の一方で、地域社会では、あらゆる場面で格差が問題となる時代を迎えた。労働環境、所得、教育などの格差は、だれもが人間としての尊厳をもち、自己の能力を発展させながら、社会に参加し、豊かに暮らしていくという、人間の基本的権利を侵害する。
- グローバル化によって起こる競争とは、基本的に、社会的弱者やマイノリティ（少数派）を排除するものであって、社会的な包摂（ソーシャル・インクルージョン<sup>1</sup>）ではない（市場原理の下で競争が激化すれば、必然的にマイノリティの排除も激化する）。
- したがって、第5次総合計画が策定・実施される時期にとっての大きな課題は、グローバル化の中で生じる格差と権利侵害の問題に、自治体・地域社会のレベルでどう取り組むかを示すことである。そこには、自治体としての労働・教育・福祉施策の強化・充実が不可欠である

また、差別は生活実態上の問題だけでなく、人と人との関係、つながりを切断する。そこで、地域社会の中で排除を克服し、社会的包摂のメカニズムをつくり出していくことが必要である。市民の知恵を結集し、市民参加型で、新たな格差是正と、コミュニティのつながりを回復する多様な取り組み（市民活動や、市民事業など）をサポートすることを、コミュニティ政策の核に位置づけることが不可欠である。

## ■ 地方分権時代への対応

- 総合計画における基本的視点として、地方分権時代への対応は欠かせない。

---

<sup>1</sup> 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいう。

EU やその加盟国では、近年の社会福祉の再編にあたって、社会的排除（失業、技術および所得の低さ、粗末な住宅、犯罪率の高さ、健康状態の悪さおよび家庭崩壊などの、互いに関連する複数の問題を抱えた個人、あるいは地域）に対処する戦略として、その中心的政策課題のひとつとされている。

一方、教育界を中心に広がってきた概念としてのインクルージョンは、「本来的に、すべての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、さまざまな状態の子どもたちが学習集団に存在していることを前提としながら、学習計画や教育体制を最初から組み立て直そう」、「すべての子どもたちを包み込んでいこう」とする理念であり、これは特別支援教育へとつながっている。

（出所）財団法人日本障害者リハビリテーション協会情報センターサイト、『障害保健福祉研究情報システム』用語解説参照。

なお、平成 21（2009）年 6 月、政府の「安心社会実現会議」が、雇用をめぐる安心の再構築における社会統合・社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の実現を提案している（『安心と活力の日本へ』（平成 21（2009）年 6 月 15 日）。）

- 国や大阪府の事務委託業務から、今後は独自の予算編成と執行に関わる基本方針を持つことが求められる。そのために、八尾のまちづくりが全分野に渡って検証されていかなければならない。
- 「国や府に頼らない！」で自治体運営と自主的改革を決意実行する。
- 住民に対して「自分たちのまちは自分たちで守り支え合うことの決心」を呼び起こし、次世代に負の財産を残さないよう、財政基盤の立て直しを誓い、市民が市と共に実行できる施策を策定することを主眼とする。

## ■ 行財政の建て直し

- 市の政策、施策、事業の計画、執行、評価に当たっては、既存の所管部課による縦割りを排し、横断的な視点で集約、連携を徹底することにより、効率性と有効性を向上させる。
- 予算支出は、対策的費用から積極的費用へ発想を転換する。
- 八尾市の財政事情を、機会あるごとに適時適切に公開する。その際、開示情報は、市民が理解し、市政に対して適切に判断できるよう、その質と量、正確さ、表現などについて十分配慮する。例えば、財政の現状を開示して「現状では 5 年後に破綻もあり」と説明するとしても、財政運営の前提条件として、何を変えあるいは維持することによってそうなるのかといった点を明確に踏まえて説明する。
- 国の諸施策・制度や補助金を横断的な解釈で活発に申請し、有効活用する。
  - \* 補助金獲得の際には、所轄部署（職員）での特別手当評価→自主的(一部)寄付、独自基金の創設、社会還元の市民基金の実践や手法を具体的に構築し引継ぐなど。
- 特別職地方公務員の人数、地方公務員の手当、退職金の分割支払や優遇措置の是非について継続的な論議が必要。
- 市立病院については、「経営と民間医療機関との連携性と展望」が必要。
  - \* 民意を反映しての、運営状況の開示と調査（例：市立松原病院の閉院を意識して）
- 道路整備計画（公共施設工事前）には、無駄な追加・修正工事を回避する意味でも、当事者（障がい者、高齢者等）の参画を必須条件と考え、ワークシェアリング、市民モニターと共同創造の視点から「市民参画ボランティア」や「創職の機会」とする。
- 八尾市南地区ほかの「企業（起業）誘致／整備／活性化（税収 UP!）計画」
  - \* 市内：個人商店（商店街）等への支援も推進（例：大型店舗の借地権終了後を考察）
  - \* 市民企画商品の公募。「ごぼまん（若ごぼう入り肉まん）」や「こんな店なら行ってみたい！」店舗のアイデアなどを、市内外から経費をかけずに、インターネットを含めての公募など。
  - \* 上記企画に沿って、「やおブランド」として厳しい視点で認定を行う。

「無農薬」、「オーガニック」、「安全」は当然で、商品開発コンセプトから製造過程に至るまで、循環型社会に準じた未来を見据えた普遍的な商品を最重視。

また、その商品・企業や製作者の有形無形の部分も、認定「エコ・プロ（＝エコ・プロジェクト、エコ・プロフェッショナル）」としてブランド化→街の達人をリスト化して「名人・専門教授（マイスター制）」の登録→地域活性化で活躍の場を提供。

## ■ まちの活力を持続・発展

- 循環型社会の形成について、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物の適正処理等の対策を評価継続する。さらに、積極的に環境産業を育成し、民間の活力を引き出す。
- 八尾市が活力あるまちであり続けるためには、産業がバランスよく成長し、市場に商品やサービスを供給し続けられることが必要である。そのことで、市民の就労機会が保たれ、税収も安定し、就労機会が増えれば、社会保障費も<sup>ていげんか</sup>逡減化する可能性を持つ。
- 高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活保護世帯などへの従来の福祉サービスの充実とともに、就労機会の確保と就労支援を軸とした、自立支援をさらに積極的に取り組む必要がある。

## (2) まちづくりの理念に盛り込む必要があること

新たな総合計画の「まちづくりの理念」には、特に次の3点を盛り込む必要がある。

### ■ 子育て支援の充実、地域コミュニティ内での市民の有機的な結びつき

- 「八尾に住めば安心して子育てができる。子育て支援が充実しているので、働きやすい」そんなまちをめざしたい。さらに、子育てにもっと父親が参加できるように、ワークライフバランスの観点から、職場にも子育て支援体制の推進をよびかける。

男性・女性を問わず、家庭での子育てもあれば、就労しながらの子育てもある。どのような子育てのスタイルを選ぼうとも、安心して子育てができるまちであってほしい。

- 高齢者の生きがい、活性化のために世代間の交流、保育所整備や子育て支援とも連携をとりながら、地域コミュニティの中で、市民が有機的に結びついていけるまちづくりを行う。

- 総合計画策定に関わる調査アンケートなどをコンサルタント会社へ委託する機会自体、行政の福祉化への模範とすることができる。人権を尊重し、国籍も超えて、子ども、ひとり親家庭、障がい者、団塊の世代（高齢者の代弁者）等に参画していただき、ときに就労につなげる機会とし、また契約を結ぶことが創職／起業支援となるなど、十分検討の余地がある。

（※「市民オンブズマン」としてNPO化や起業支援へと育成など。）

### ■ 人権文化のまちづくり

- あらゆる領域にまたがる、まちづくりの根本原則として、「人権」を核として示す（八尾市人権尊重の社会づくり条例（平成13（2001）年3月30日制定、八尾市条例第11号）。

また、反差別・人権の確立、多文化共生、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を核に、人権施策を積極的に推進する。

そのための実態調査等においては、差別や人権問題は、「見ようとして、見ないと、見えない」問題であることを肝に銘じて、取り組まねばならない。

「人権行政」の項を起こす必要がある。

- 社会的身分、人種、民族、年齢、性別、障がいのあること等によって人権を侵害されている人びと（女性、子ども、高齢者、外国人、同和問題、障がい者、ハンセン病回復

者、ひとり親家庭、生活保護世帯...等) に対する、差別や社会的排除を克服する「行政の決意」を表明する。

- 行政において、人権に関わる政策を決定し実施するプロセスにおいて、当事者の参画を保障する。
- これらの原則を行政内部、および市民社会（企業・事業者、市民）に普及・啓発する「行政の決意」を表明する。行政職員（教職員含む）、市民社会のあらゆる構成員が、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる場で、人権を尊重することを当たり前のこととして受け入れられるよう、「人権文化のまちづくり」を進める。

## ■ 環境先進都市・八尾

### ○ 大きな時代の転換期

従来、環境と経済は、ともすると相反するものとして対比させて見られたが、今日では、環境保全の取り組みを進めることが、持続可能な経済社会の発展のために必要であるという考え方が世界的な潮流になってきている。

人類は石炭・石油エネルギーを使うことによって発展してきたが、地球温暖化による世界各地での異常気象の発生や、生物多様性の崩壊など、環境問題は深刻化し、地球環境は限界にきている。低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に資するよう、地球環境への対策が求められている。

世界は今や、地球環境問題と深刻な経済危機という二つの大きな時代の転換期にあつて、パラダイムシフトの兆しが見え始めている。それは、エネルギーの主役が石炭や石油から自然エネルギーに交代するということである。従来の発想にとらわれない新しい挑戦が求められている。

### ○ 環境の保全と経済の発展の両立

厳しい不況の中で求められる経済対策は、新しい需要を創出し、雇用を確保できるものでなければならない。現代において、今後、それが期待できるものとして注目されているのが、環境分野である。環境対策は、「費用」ではなく「投資」である。グリーン・ニューディール政策は、環境の保全と経済の発展の両立を可能にするものとして登場し、世界中で推進されている。とりわけ、今日の深刻な経済危機の中で、「環境対策なくして経済発展なし」のかけ声のもと、グリーン・ニューディール政策の果たすべき役割にかけられる期待は大きい。

わが国では、環境省が、環境対策を通じて、景気回復・雇用創出と地球温暖化など環境問題の解決を同時に実現する政策として、日本版グリーン・ニューディール、「緑の経

済と社会の変革」を發表している。

## ○ 八尾市の地域環境と市民力・地域力

環境の保全と経済の発展の両立する社会の実現を図るためには、以上のような国内外の地球規模の環境問題への対応と、各地域固有の自然や人びとの営みの知恵から導かれる対応とが結びついてこそ、大きな効果をあげることができる。

日本には、「もったいない」精神、一期一会の精神等、細かな心配りの上に立った自然と共生する文化がある。そして、八尾には、地域固有の自然環境や生活環境があり、また、環境保全活動に活発に取り組む、高い市民力や地域力が形成されている。

自然エネルギーは地域特性に関するものであるので、八尾の地域特性を活かして、市民みんなが叡智を活かして、環境と経済の両立のしくみを創造し、持続可能な経済社会をつくっていかねばならない。例えば、バイオマスや太陽光などの自然エネルギーを積極的に活用することなど、八尾市内に存在するエネルギー資源の有効利用を進めることなどが求められる。

環境と経済を両立させていくよう、環境先進都市としての八尾市はその先頭を走らなければならない。八尾市はそれだけの力量のある都市である。そのためにも、市民の「生活の質」を上げるにはどうしたらいいかという視点を持ち、「八尾版グリーン・ニューディール」として具体的なプランを打ち出し実践していく必要がある。また、それを実施して行く上で、市、市民、企業、教育関係者のパートナーシップによる協働を図って行く必要がある。そして、八尾市がそれを立派に実行することを望みたい。また、その際には、環境系の市民団体などの知恵を借りるなど、地域協働を図っていくべきである。

### (3) 将来の都市像

新たな総合計画において、「まちづくりの理念」に基づき「まちづくりの方向性」を具体的に導き出すに当たり、理念と方向性を媒介する「将来の都市像」として、次の5点を特に重視したい。

#### ○ 地域社会でみんなが活躍でき、地域で安心して暮らせるまち

八尾には、個性的で特徴のある地域がたくさんある。この個性を活かして、正確な情報を地域で共有し、地域のさまざまな人が、特技を活かして、地域の特徴を活かしたまちづくりに取り組む。それぞれの地域は良い意味で競い合い、八尾全体で身近な地域で豊かに暮らせるまちをめざす。

また、身近な地域にあるものづくりを中心とした産業は、暮らしを支える大切な働く場である。今後、時代に対応して地域やくらしに役立つ産業への発展が望まれる。

高齢化が進む中、不安を抱えて暮らしている高齢者の方なども、地域の見守りなどにより安心して暮らせることにつなげる。災害時の際にも、地域に暮らす弱者の避難について普段から意識し、地域で協力して行う。地域で犯罪につながる情報を交換し、迅速な対処により犯罪を未然に防ぐ。

安心して暮らすことのできる身近な地域がたくさんあるまちをめざす。

#### ○ 市民一人ひとりが地球環境を守ることに努めた暮らしができるまち

温室効果ガスの発生などの地球環境問題に、市民一人ひとりが意識でき、日々の暮らしの中で、積極的な自転車の利用など、無駄なエネルギーを消費しない暮らしに努める。そのために、子どもから社会人まで環境について学べる場としくみを整える。

また、新たな雇用や経済の好転を期待できる環境やエネルギーの分野の産業の育成・発展に努め、その産業により生み出されたものを積極的に利用し、環境にやさしい暮らしができるまちをめざす。

#### ○ 暮らしている地域や八尾を誇りに思え、国を超えてみんなに伝えたいようなまち

八尾には、たくさんの誇れるものがある。古墳などの歴史遺産、古民家などの文化財、高安山が代表する自然、伝統工芸、地場産業、河内音頭などの芸能や布団太鼓などの地域のお祭りなど・・・たくさんある。

また、私たちは、暮らしている地域の歴史、文化、風土に興味を持ち、新たな地域の資源を見つけ、それを国内だけでなく、外国の方にも興味を持って、訪れてもらえるように情報発信をする。

さらに、中小企業のさまざまなすぐれたものづくりを広く多くの人々に伝え、若ごぼうや枝豆などの農産物を活用した特産品を創出する。

そのほか、八尾には、心和む懐かしい風景や美しい風景がたくさんある。その風景を守り、よりすぐれたものにして次世代へ伝えていく。

こんなすてきな八尾を知って訪れてほしい。

## ○ 人権を守り、さまざまな人と共に暮らすことのできるまち

社会的な問題にもなっているDV（ドメスティックバイオレンス。配偶者などによる家庭内暴力）や児童虐待などの相談が多く寄せられ、私たちのまちでも、人権侵害が多く存在している。

また、八尾は、多くの外国籍の方が暮らすまちである。国籍、人種、地域、世代、障がいの有無、性別、年齢、病気の有無などによる人権の侵害をなくし、共に暮らすことのできるまちの実現をめざす。

## ○ 子育てが安心してでき、子どもたちが生きる力や豊かな暮らしを学べるまち

子育てが、いろいろな協力を得て安心してでき、子育てをしながら安心して働けるようにする。それにより、子どもたちがたくさん集うまちをめざす。

また、子どもは、まちの中でさまざまな人と出会うことができ、いろいろな体験ができ、そのことを通じて、生きる力を身につける。そして、豊かな暮らしを築き支えるための知恵と工夫を身につけ、夢と希望を語る人に育てる。そのことにより、次代の八尾のまちづくりの担い手がたくさん現れるようにする。

## 2 基本計画に関わる意見・提言

### (1) 分野横断的な主要テーマ

新たな総合計画において、「基本計画」に関わる意見・提言のうち、特に分野横断的で主要と考えられるテーマを、以下に提言1から提言8まで8点掲げる。

「新総合計画策定スケジュール（概要）」によれば、新総合計画は平成22（2010）年度末（平成23（2011）年3月）に策定され、平成23（2011）年度からスタートするものとされている。

下記の8点は、いずれも現在の八尾市の抱える課題を解決し、将来の発展を展望する上で喫緊のテーマであることから、新総合計画で重点化することはもとより、新総合計画策定の過程でも、例えば平成22（2010）年度に試行的に政策化を図り、新総合計画のスタートする平成23（2011）年度から本格化させるなど、時機を捉えた機敏な対応が求められる。

<b>提案1</b>	<b>地域経営システムの再構築</b>
------------	---------------------

○ 第4次総合計画（平成13（2001）年策定）では、「地域経営」を「八尾市で活動する市民、企業、行政が連携して、厳しい経済環境の中で、生活の質の向上を図るために、八尾市の資源（人材・自然・技術・情報・土地・ノウハウ等）を最大限に活用して、市民活動、企業活動、行政活動を総合的にマネジメントすること」と定義し、この地域経営を行う仕組みである「地域経営システムを構築」して、「市民、企業、行政が常に三つの共通目標『市民参画のしくみづくり』『まちづくりの共通意識の向上』『効率的創造的な行財政運営』を念頭に置きながら地域経営を全市的に展開」するものとされていた。

○ その後、我が国における民間非営利活動の著しい高まりを背景に、八尾市においてもNPOによる市民活動が活発に行われていることを考慮すると、まず、地域経営の定義の前半部分は、「市民を中心として、八尾市で活動する企業、NPO、行政が連携して、・・・」と改めることが相応しい。

また、第4次総合計画では、上記の「市民参画のしくみ」として、「市民が気軽に楽しく日常生活から感じたことやまちづくりについて語り合える機会と対話の場として、身近なまち（概ね小学校区の大きさ）で『まちづくりラウンドテーブル』（以下「ラウンドテーブル」という）を市民が主体となってつくっていく」とされている。

今回の市民懇談会では、この「市民参画のしくみ」について、第一に、ラウンドテーブルの具体化を試みてきた経過を評価し、それに基づく今後のあり方を検討し、第二に、

ラウンドテーブル以外の「市民参画のしくみ」を提案すること(例えば後掲の「地区教育推進委員」など)について、活発に意見交換を行った。

今後、地域分権への取組みを進めるなど地域経営をさらに発展させていく上では、市民にとって本当に利用価値を実感できる新たなしくみづくりや地域組織の選択肢を提供することについて、引き続き多様な市民の英知を集めることが期待される。

さらに、上記の「まちづくりの共通意識の向上」に関わる問題として、市職員、市民を通じて「総合計画への認識と認知の徹底」を図るべきとの意見も強く示された。

○ 以下、これらの点について順に述べる。

## ■ラウンドテーブルについての提案

### 現況は、

「まちづくりラウンドテーブル」とは、第4次総合計画において、地域経営のしくみの重要な柱であり、地域住民の対話の場である。

その現況を見ると、立ち上げのための説明会を各地域で開催したが、実際に立ち上げた地域は、29地区(小学校区)中、数地区で、公式に現存するのは、東山本のみとなっている。

ただし、ラウンドテーブル的な地域の集まりは、久宝寺の「何でも言わん会」など各地域でいくつかありそうである。

→ 地域の活動が把握できていないように思う。

「まちづくりラウンドテーブル」の効果は、

- ・地域の課題が、問題化するのを未然に防ぎ、「解決すべき問題」化の予防に役立つ。
- ・地域でコミュニケーションを図ることにより、課題が重大かつ複雑化する前に比較的穏やかに解決する。

→ 重要な効果があると感じるが、行政として地域経営にどのような効果があったかが、評価されていないように思う。この評価がないと進めるべきものなのかどうか分からない。

### ここが問題！

- ① 知らないのが問題
- ② 感じられないのが問題
- ③ 地域の情報の共有ができていないのが問題
- ④ 地域経営や「ラウンドテーブル」の評価がきちりできていない。

### ① 知らないのが問題

地域経営システムや「ラウンドテーブル」を、市民や市職員が知らないことが問題である。総合計画を知らずに業務ができることがおかしい。

→ 市職員が総合計画を意識して業務をするようなしくみをつくる。

### ② 感じられないのが問題

地域の課題や問題が複雑化するなか、今までと同じように全市域を対象とし、行政主導の施策をすることは非効率で効果が少なく、より効果的で持続可能な手法としくみが必要である。そのために、地域分権や地域経営は必要と考えられるが、日々の業務や暮らしの中で、市職員や市民がその必要性を感じられないことが問題である。

→ 八尾市が、地域分権や地域経営をなぜ進めるか、市がタウンミーティングを開催し、市長が市民と直接対話を行っている理由、地域別計画をつくる理由を、市職員や市民が理解しているか。

また、理解できるように説明できているかをよく考えないと、第4次総合計画の際と何も変わらないことになりかねない。

### ③ 地域の情報の共有ができていないのが問題

地域情報の把握と共有ができていない。行政、住民を含め、だれ一人として地域の正確な情報を把握していないのに、地域経営に取り組むことさえできない。

→ 情報や施策を地域(小学校区)ごとにまとめ、地域の特徴と課題や、行政の施策の内容を明確にし、住民や市民とその情報を共有する必要がある。

### ④ 地域経営や「ラウンドテーブル」の評価がきちりできていない。

地域経営や「ラウンドテーブル」の評価がされていないように思う。個別施策の評価も大事ではあるが、中心的な理念や手法の評価が乏しい。

→ 具体的な評価と対策が必要である。

## **「ラウンドテーブル」を進めていくための提案**

### ○ 地域にあわせた柔軟な対応が必要である。

→ 地域の既存の集まりをラウンドテーブル化する手法を検討するとか、ラウンドテーブル的な住民の動きを把握する方法を検討する。

→ 地域の活動の把握に、コミュニティ推進スタッフの制度があるのであれば、さらに拡充(11名→29名)して対応することも考えられる。

→ その際、コミュニティ推進スタッフは、地域の活動情報を把握して市に伝えることに

重きを置くばかりではなく、それぞれの地域特性に応じた「ラウンドテーブル」が住民の間で育まれるよう、側面的なサポートも行うなど、市と地域の間で双方向性を意識した活動を行う必要がある。

○ 「ラウンドテーブル」を育て、続けていくためには何が必要か。

- ・東山本の実例を通じて、わかること。
  - ・すぐに効果を求めない。
  - ・多様なコミュニティの参加(いわゆる旧村の住民と新しい住民の両方が参加していること)。
  - ・自治会などの地縁組織とともに、ボランティアグループや NPO などさまざまなテーマ型の組織の代表や構成メンバーの参加。
- ・続けていくための工夫(情報提供やニュースの発行)が必要。
- ・地域の学校園長や近隣の高校の学校長も参加していること。

■ 「地区教育推進委員」特区モデルの創設

○ 地域経営システムの中の「市民参画のしくみ」として、上記のように、ラウンドテーブルの具体化に取り組んでみた結果について評価し、今後はその多様なあり方を検討し、実践していくとともに、ラウンドテーブル以外の「市民参画のしくみ」の選択肢もまた多様に開発されるべきである。その一例として、以下「地区教育推進委員」特区モデルを提案する。

○ 「地区教育推進委員」とは、小学校校区（災害避難場所）」を単位として、学校、PTA、地元住民（地区福祉委員、青少年育成会、民生委員、諸分野の達人、環境事業課等の現場の職員、市役所地区担当者、専門家）の中から委嘱し、下記のような活動を行うものをいう。

なお、29 小学校区から順次選択し、特区モデルとして位置付けて展開する。

○ 空き教室／公共施設／遊休地の開放と活用の情報提供を行う。

例①：「日中や放課後の空き教室」で「放課後教育（補習、進学、企業退職者、達人による専門性ある青空授業、土日学舎）」、「地域文化スポーツサークル活動（地域みんなで見守り隊としての組織化）」なども大いに地域の防犯安全の構成要因として構築。

→ 市内の企業共催による「ものづくり学校」の創設、「お仕事拝見（企業訪問）」

→ 市内企業のイメージ UP と次世代の有望人材育成&発掘等の相互にメリット。

例②：自然環境と「住教育」の視点からも、「緑のカーテン」、「家庭菜園」、「公園／学

校花壇」、「地域発見 MAP」作成を教育委員会、都市計画課等、地域住民の枠組みを超えて推進し、継続的に地域住民の自主管理を支援。

\* 大阪府は、「大阪府みどりの基金」事業のひとつとして、「校庭の芝生化に対し助成」を行っているが、「ヨーロッパの風土と違い、日本の様に『種の多様性が豊かな環境』では、維持管理が大変」等で、市（市民）としても、持続可能な、本来の有益な補助制度なのかを吟味する視点が大切。

また、片や、小学校における「安全対策推進員」に対する補助制度も来年度以降は無いことなども視野に入れて、「セキュリティの確保と開放の調和」を、市とともに地域住民との思案が必要。

例③：「伝承（庶民）文化」、「河内民話（障がい者団体等との交流）演劇保存」、「山手・市内の史跡」、「国際交流」等を専門機関とも連携し文化価値を高め、「教育カリキュラム」として「河内文化（観光資源へ）」を位置づけ。

→ 未就学児童などの参加、デモクラティックスクール（子どもも学校運営に1票の権利を持つ民主主義教育）、多様な国内外の教育機関との交流など、さまざまな展開も視野に入れる。

例④：地元有益と考える自主モデル地区を負担のないように選び、「市民手作りモデル公園（「世田谷プレイパーク」のように公園運営を管理委託）、「コミュニティ（ミニ福祉）農園」、「エコライフ家庭（プランター）農園」化を推進・支援。

→ 学校/地域住民、退職者による「農園化」モデルから「里山保全への関わる人材育成」→ メディアに PR し、他市からの市民憩いイベントを企画（例：遊休地に「マッドハウス（ワラや泥を乾燥させた泥レンガ）づくり企画」…）など、観光資源へ育てる。

- 将来像としては、保育福祉生活情報のリンク、予防医学の推進、地域の独居高齢者支援、社会貢献人材育成、住民相互ネットワークなどにより、防犯と自主防災の意識の高い地区として、各地域に沿った「地域ぐるみで無理なく、軽やかで豊かな生活を育む」システムへの展開をめざす。
- そのため、まずは、「夏まつり」、「地区運動会」、「お花見会」、「史跡文化」、「伝承文化」、「商業工業」、「市民活動が活発」など各地域の特色を継続的に把握し精査する。
- 現状の開催時期や内容を尊重した「総合的な地区市民の集い」を「自主防災を目指した総合自治システム」をめざして構成していき、「顔が見える、笑顔が絶えない、安全安

心なまちづくり」モデルを創造し推進する。また、モデル地区の成功を他の地区への推進役と支援組織ネットワーク化（防災に強く、人に優しいまち）へと展開する。

## ■ 総合計画への認識と認知の徹底

○ 八尾市職員意識調査 報告書（平成 21（2009）年 3 月発行）には、2,991 名対象の調査で有効回答 2,250 名（75.2%の回答＝無効回答 741 名）中、「【質問】総合計画をどの程度見るか？」の問いに、「総合計画があることを知らない（504 名）」、「知っているが見ることはない（830 名）」とあり、無効回答（741 名）を合わせると、何と 2,075 名の職員（69.3%）が「総合計画への認識と認知が徹底されていない現実」が浮き彫りになっている。

○ 日常の業務で頑張っている職員も沢山おられることは知るところであるが、一般企業という会社の 10 年先に向けての方向性（第 5 次総合計画）への認識がなくては、市民サービスへの実践はありえないのではないか。

○ また、新たな総合計画では、これまでの「分野別計画」に加えて「地域別計画・（仮称）わがまち推進計画」を策定することが見込まれている（市ウェブサイト参照）。これまでのさまざまな地域での活動の成果を計画という形にとりまとめ、次の世代に継承していこうとするその趣旨も踏まえるならば、上記のように総合計画そのものに対する認識と認知の徹底を図ることに加え、職員が日常的に「分野別」と「地域別」の両方の視点を磨くしくみが必要である。

すでに配置されているコミュニティ推進スタッフには、そうした両方の視点から市民のさまざまな地域活動に関わる姿勢が任務として求められるが、現在の配置状況では、一人当たりの担当地域が相当広域にわたる所も見られ、同スタッフが継続的、日常的に地域と関わるという点ではやや過重で、結果として効果を挙げ得ないのではないかと懸念されることもある。コミュニティ推進スタッフのしくみそのものは大いに評価でき、現在、スタッフを務める職員が努力され成果を挙げつつあることも伺えるところから、コミュニティ推進スタッフそのものの増員を提案したい。

それとともに、コミュニティ推進スタッフ以外のすべての市職員が、担当する職務(分野)別の関心とともに、日常的に市の地域ごとの特性や特徴に関心を深め、いろいろな問題意識を育て、前掲のコミュニティ推進スタッフを小さなことからバックアップできるような何らかのしくみを検討する必要がある。例えば、職員一人ひとりが、担当職務とは別に、地域別計画の単位地域のうち自分が継続的に関心を寄せる地域を輪番で登録しておく「見守り制」のようなしくみなどが考えられる。

こうした「見守り制」のようなしくみを検討することは、職員が担当課の異動とは別

の時間的な間隔で(長い目で)見守り、担当地域に関心を抱き続けることにより、そのときどきの所属課の分野別の関心を超えた横断的視点で各地域と継続的に関わる動機づけとなり、「分野別」と「地域別」を複合させた問題関心に基づく新たな政策提案や事務改善のアイデアをより豊かに生み出すきっかけにもなることが期待される。

- 今日、市民は、本気で頑張る行政職員、市議会議員を評価し、横断的な視点と有益な民意を反映する人材を応援、厳選するときに迎えているともいえる。総合計画への認識と認知は、その基本的な前提条件の一つとなる。
- さらに、新たな総合計画は、その策定過程が、市民すべてに開かれたものであることが求められる。その際、外国人市民への周知、広報について、多言語による対応も含めて十分な支援、配慮を行う必要がある。

<b>提案2</b>	<b>地域別計画</b>
------------	--------------

第4次総合計画では策定されなかった「地域別計画」が、新たな総合計画では策定される見込みである。地域経営をよりきめ細かく展開していく上で、「地域別計画」の策定は支持されるが、第4次総合計画策定以降の市の現況を振り返るとき、市民として、次のような諸点に注意を喚起し、提案しておきたい。

なお、本提案のとりまとめに当たっては、コミュニティ推進スタッフからの聴き取り内容も参考にした。

- **地域別計画**

今まで、市の計画は、全体の計画や分野別の計画についても、常に市域全域を対象とするか、市域を東・西・南の3地域に分けた地域計画であったが、今計画されている地域別計画は、小学校区など、細分化されていて、そこに暮らす地域住民にわかりやすい計画になり、徒歩で移動できるエリアで、子どもや高齢者、障がい者などの移動弱者にも配慮した計画づくりにつながりやすいと思われる。なにより、市域全域に同じ施策や方法を形式的に適用するのではなく、地域の事情に合わせた計画となり、効率的で効果的な地域経営につながりやすい。

- **八尾にあったやり方**

八尾は、江戸時代には66箇の村があった地域で、そのコミュニティは、今もまちのコミュニティに影響が色濃く残っている。小学校区などの細分化した地域別の計画であれば、それらのコミュニティを考慮した地域経営を行いやすい。

### ○ 地域のことを意外と知らない住民

地域の情報を地域の人が共有できていない。地域の特徴や、地域の課題、地域にどんな仕事ができ、どんな特技を持った人がくらしているかを把握し、地域の歴史などの観光的な資源がどこにあり、それがどのようなものかを全て知っている住民が地域にいるだろうか？ 意外と住んでいる人が知らなかったりする。それらの情報をまず収集し、また発見して、地域で暮らす人が共有することがまず大切である。地域を知らずして、まちづくりはできない。

### ○ いろいろある地域の特徴と地域格差

決して広くない市域で、これほどさまざまな特徴を持つ地域がある。このような地域を1つの手法(例えばラウンドテーブル)で、まちづくりを進めるのは難しい。地域に合った方法と進め方を試行錯誤しながら進めるほかないだろう。地域経営がうまく進み出すところとそうでないところが出てくるだろう。それはまちづくりの地域格差を生み出すかもしれない。しかしながら、昔から競い合って、それぞれの村を良くしようとしてきた八尾の特徴が発揮されることを期待したい。

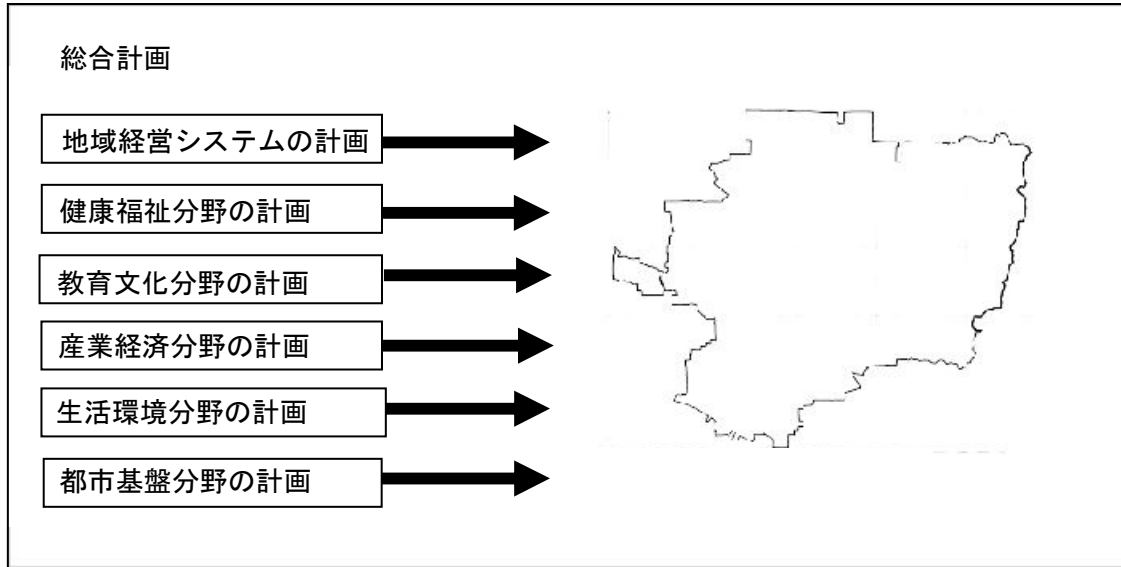
### ○ 現在の課題と今後の展望

現在、コミュニティ推進スタッフは、市役所自治推進課と出張所に配置されているが、それぞれが担当する地域は、エリアの広さや人口規模に大きな違いがあり、その分け方には無理がある。それに比べると、小学校区の方が人口やエリアの広さの点でまだ差が少ない(学校規模と通学距離が考慮されているのがよい)。小学校区ごとに担当が必要と思われ、現在の11名から最低29名にする必要がある。

また、まず担当者との信頼関係を築くことが大切であり、担当者を数年(短期間)で替えるのは望ましくない。29名の担当者間での地域ブロック別の連絡体制や経験交流の機会を意識的に設けるなど、異動による交替に際して、前任者からの引継ぎだけでなく、複数のスタッフ間で知識やネットワーク、経験が伝承されていくしくみも工夫しておく必要がある。

コミュニティ推進スタッフ制度の初動期において、行政職員であるコミュニティ推進スタッフの積極的な関与もまた必要だろうが、将来的には、地域住民が主体となって地域のまちづくりに取り組み、コミュニティ推進スタッフは側面的なサポートを行うスタイルに移行する必要がある。そのためには、地域の情報や地域レポートについて、地域版フリーペーパーや回覧板の活用など情報伝達の方法を工夫し、情報の共有を図るとともに、共有できる明確な課題を見つけていくことが大切である。

図1 地域別計画のイメージ

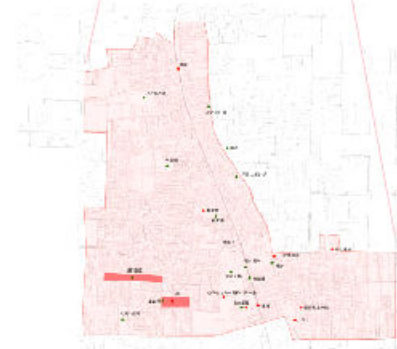


今までの総合計画は、上の図のように市域全域に対する計画のみであった。また、分野別計画においてもほぼ市域全域に対する計画であった。

今後の総合計画には、市域を小学校区のような身近な地域に細分化した地域別の計画があり、そこに暮らす地域の住民にとって、よりわかりやすい計画となる。また、下の図のように分野別計画もこれにあわせた地域別計画がつくられ、身近にわかりやすい計画になるようにしていく必要がある。



総合計画（地域別計画）



### ○ 八尾市における「住教育」の位置づけ

「八尾市住宅マスタープラン」(平成12(2000)年度策定)において、住情報・住教育の推進が施策としてとりあげられ、その中で、「学校教育における住教育の充実」が重点施策として位置づけされている。

これは、全国的にみても先進的な取組みであり、施策の位置づけであった。というのも、「住生活基本法」が施行されたのが平成18(2006)年6月であり、その後、「住教育」の重要性が認識され、「住教育ガイドライン」が策定されたのは、平成20(2008)年3月のことである。

### ○ 「住教育」とは

では、「住教育」とは何か。例えば「住教育ガイドライン」では次のように述べられている。「『住む』ことは、人と人、人とのこと、人と空間、人と環境など、さまざまな関わりの中で成り立っています。住教育では、そういった関わりを学び、考え、実践することで、社会の中で多様な価値観と出会いながら、自らの住生活を創造し、夢や希望を実現していく力をつけることをめざします。」(「住教育ガイドライン 学校で住教育に取り組んでみませんか？」パンフレットより引用。)

### ○ 「住教育」の魅力とは

「住教育」の魅力は、日々の生活の中で暮らしの体験から気づき、感じること、多様な人たちとの関わりを通じて学べることにある。

- ・社会参画し、身近な人とよりよい人間関係を築くためのコミュニケーション力をつける。
- ・学んだことを活用する力や、社会で自立する力を養う。
- ・資源や環境に配慮するライフスタイルが身につく。
- ・地域の住まいや暮らしの知恵と豊かさを継承し、発展させる力が育つ。

### ○ 「住教育」とこれからの八尾市のまちづくり

公立の小中学校でしかできないカリキュラムに、自分の住んでいる地域についての地域学習や郷土史があると考え。これらを、小学校から学校や地域の方、行政、専門家などが関わり、体系的に学習できるようにすることは、今後、市のめざす市民によるまちづくりや、地域別計画の担い手育成につながり、また、八尾市の魅力発信や歴史継承にも大きな効果を生み出すと考える。新しく配置されたコミュニティ推進スタッフの方との連携も相乗効果につながると考える(そのためにも、前述のように1小学校区に1

人のスタッフが必要であると思われる)。

## ○ 八尾市「住教育」の課題と対策

先進的な取り組みとしてスタートしたが、「住教育」そのものの理解が浸透せず、先生方の苦手意識や担い手不足、また、行政内での取り組みの中心が都市計画部署であり、教育関係機関との連携がとりづらい状況がある。各校とも、総合学習などを通じていろいろな取り組みをされてきたが、体系的に学ぶところまでは到達できていない。「住教育」では、人と暮らしが中心となり、文化や環境、空間や人のつながりなどを総合的に学ぶので、教育部門を核とした部署を超えたプロジェクトとした位置付けが最も効果的であると考えられる。「住教育ガイドライン」は策定されているが、これに加えて「八尾市型住環境教育」を独自に作成し、未来の八尾をにやう人材を育成していければと考えられる。人材育成は、八尾市にとって最大の課題である。じっくりと人を育てる施策はぜひとも形にしなければならない。

## ○ 「住教育」授業の展開の例

校区のちょっと昔、ず〜っと昔							
内容	現在の住んでいる校区にはどんな歴史があるのだろうか？航空写真や昔の写真、地図、地域の方の話などを交え、自分の住んでいる地域の魅力、特色を学びます。						
対応 授業科目	社会科、家庭科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」						
連携	学校	家庭	教育委員会	都市計画部署	コミセン	地域	専門家

民家に学ぶ、環境にやさしい住まい							
内容	八尾には、古い民家がたくさんありますが、かなり減ってきています。風土にあった昔の民家住宅や当時の暮らしから、環境と関わりながら暮らすこれからの住まいをみんなで考えてみます。						
対応 授業科目	社会科、家庭科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」						
連携	学校	家庭	教育委員会	建築関係部署	コミセン	地域	専門家

学校の中と外、家の中と外、「つながっているもの」探し							
内容	学校の中でのつながり、家族のつながりから学校の外、家の外とのつながり。ライフラインから人、地域のつながりまで、地域で暮らすしくみや工夫を学びます。						
対応 授業科目	社会科、家庭科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」						
連携	学校	家庭	教育委員会	自治推進課	水道、下水道	企業	地域 専門家

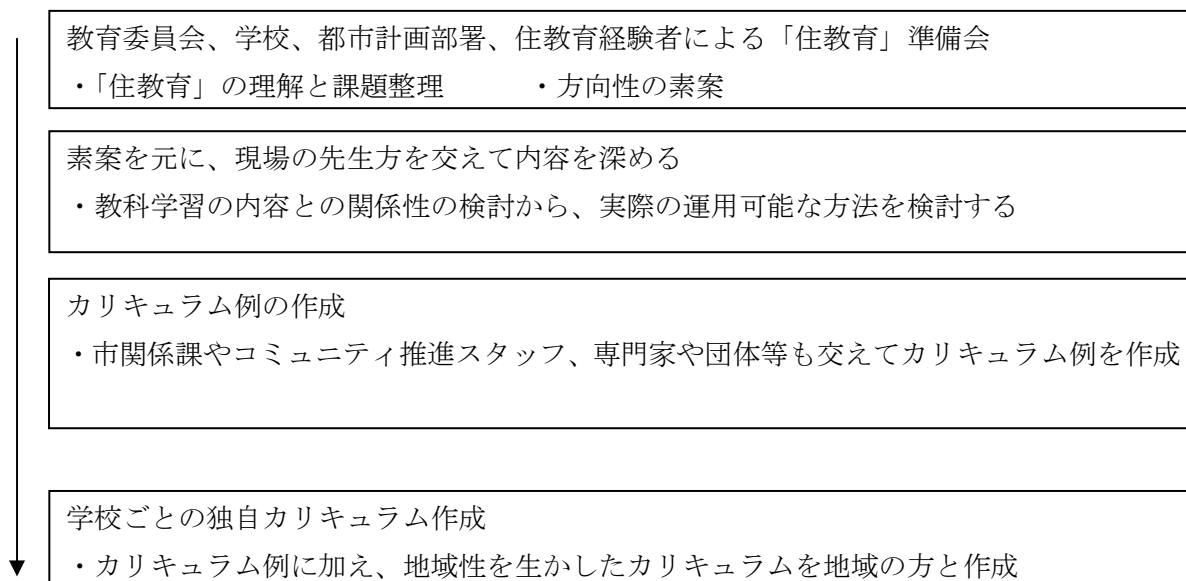
みんなの遊び場！地域の公園を考えよう									
内容	校区内にある公園は、子どもたちだけでなく、高齢者や幼児にとっても憩いの場所。みんなが安心して利用できる公園ってどんな公園だろう。自分たちでルールをつくってみよう！								
対応 授業科目	社会科、総合学習、他「わたしたちの八尾市」								
連携	学校	家庭	教育委員会	みどり課	福祉関係	地域の方	専門家	各団体	

暮らしと環境。今、私にできること									
内容	学校や家庭、地域は、全て地球とつながっています。八尾市の自然や学校、暮らしの中の自然を感じ、暮らしと環境の関係を考え、学びながら、それぞれが今できることを考えます。								
対応 授業科目	理科、家庭科、総合学習他「わたしたちの八尾市」								
連携	学校	家庭	教育委員会	環境関係部署	企業	地域の方	専門家	各団体	

これらはほんの一部であり、住まいの空間や住まい環境、福祉や地震など通常カリキュラムを発展させる内容もいろいろな展開が考えられる。自分の住んでいる地域を中心に住まいやまち、暮らしを学ぶことは、とても身近で、子どもたちは興味を持ちやすく、社会学習ができる。これらを単発授業でなく9年間の社会学習として位置付けすることが必要である。これらを、日々の暮らし（リアリティ）の中で、継続的に学んだり、考えたり、実践したことが、「住み続けたい家」、「住み続けたい地域」、そして「住み続けたい八尾市」に結びつくものとする。

### ○ 「住教育」実践までのプロセス

上記の内容であれば、すでに取り組んでいるという学校も多いと思われるが、「住教育」を進めるにあたって、どのように子どもたちが興味を持ち、理解しやすい授業を行えるか、専門知識がないので難しいと感じておられる先生方のお話を聞くことがある。また、これに割く時間を取りづらいということもある。「住教育」は受身の授業ではなく、学び、考え、実践することから成り立っているため、ひとつのテーマでも数コマは必要となる。さまざまな課題があるが、カリキュラム作成のひとつの案として次のようなプロセスがあるのではと考える。



以後は実践、修正を繰り返すことにより、より充実した「住教育」を目指すことになる。

授業のための先生向けの講習会も必要になると考える。(教育サポートセンターで行うことが考えられる)

## ○ 今、なぜ「住教育」なのか？

小中学校では、平成 21 (2009) 年 4 月から新学習指導要領がスタートした。この中で昔から変わらないのは「生きる力」をはぐくむ という理念である。では、「生きる力」とは何なのか？

これは、

1. 基礎的な知識、技能を修得し、自ら考え、判断し、表現し、さまざまな問題に積極的に対応、解決する力
  2. 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
  3. たくましく生きるための健康や体力など
- と説明されている。

「生きる力」は、普段の生活の中でさまざまな経験の中ではぐくむべきものなのかもしれない。遊びの中でも自分たちでルールを作ってみんなで遊べた時代、いろいろと不便だった時代は、毎日の暮らしの中で「生きる力」を身につけることができる要素がたくさんあったように思う。また、約 50 年前の教科書では、算数の教科書でさえ住まいや暮らしをテーマにした構成でつくられていたり、学習が暮らしに近い時代でもあった。

しかし、残念ながら現在の時代背景のもとではこの要素が薄くなっていることは否めない。

「住教育」はそういった学習も含めた、「生きる力」をはぐくむ環境を整えるひとつの方法である（「住教育」という言葉がしっくりこないかもしれないが、それに代わる言葉が見つからない）。教育環境は大人がつくらなければ子どもではつけれない。今までも、いろいろな市の部署、専門家、団体、地域組織の皆さんは、なんらかの形で子どもたちへのアプローチを考え、実践されている。これらを体系づけて、八尾市の全ての子どもたちに暮らしを通じた社会学習の環境を整えることは、子どもたちにとっても、大人にとっても、地域にとっても、市のめざす市民によるまちづくりや、地域別計画の担い手を育てる意味でも大変重要なことである。

学力低下が大きくクローズアップされる中、学校のおかれている現状は先生方の職場環境も含め大変きびしいものになっている。しかし、子どもたちの人間育成は大人の責任である。しっかりとした理念のもと、子どもたちを育てなければならない。

そのためには、「八尾市住宅マスタープラン」では引き続き重点施策でとりあげ、かつ、教育委員会が中心となり他部署が横でつながり、また、地域や専門家もいっしょになって住まいの周辺環境まで含めた「住環境教育」というシステムを構築することが必要ではないかと思う。ありそうでないこのようなシステム自体が「八尾市型」となって広く全国に発信できることを期待する。

<b>提案 4</b>	<b>本格的な観光振興</b>
-------------	-----------------

観光に対する重要性の認識は全国的に拡大している。我が国は強力な観光政策のもと観光立国をめざしており、観光振興は地方にとってもそれぞれ大きな命題となっている。

地域にもたらされる観光振興による社会的効用、経済的効用は大きいと認識され、住民の理解と協力のもと、我が国のほとんど地域で取り組みがなされ、その効果が示されている。

#### ○ 観光振興への理解

観光振興に対するメリットとリスクを理解し、リスクを少なくし地域が享受できるメリットをできるだけ大きくすることによって住民に支持されるであろう。

一般的に理解されている効用は、社会的効用として文化交流、人的交流、地域教育、レクリエーション等があげられる。経済的効用としては観光投資や観光消費による所得効果、産業振興、雇用の増加等がある。観光事業に関連する産業はすそ野が広いので、第一次産業、第二次産業の振興にも寄与する。このような効用に対する理解は観光事業

推進の絶対条件であるので啓発活動が必要となる。

## ○ 新産業の創出

観光事業は多種多様の産業によって構成されるので既存産業や業種に経済的利益を与える。観光農業、観光漁業などはその例となる。また、ものづくりにおいても伝統工芸の伝承、地場のものづくり産業、先端技術の工場見学などいろいろな関わりをもって寄与する。

さらに、観光産業だけでなく新しい農業、漁業、ものづくりなど、また新分野の環境、福祉、教育などと関連する新産業の創出をももたらすであろう。

観光振興とは、いかに八尾に多くの観光客を来訪させるかにある。「八尾観光を市民に提供するとともに、国内外からの観光客を誘致すべきである」との提案に対して、新産業、新ビジネスの創出という面から、特に提案理由として次の2点を指摘したい。

1点目は、観光を起爆剤にして新たなビジネスチャンス創出の可能性を高めるためである。これは、すべての産業にかかわってくることである。

2点目は、様々な人々の出会いや交流が、ビジネスを超えた新たな価値を創出することである。とりわけ、この点については我が国の取り組みは遅れていると言わざるを得ない。外国人も含めて観光客やビジネス客を集客することは、リスクを超えたメリットがあると考えられる。交流を図ることで、八尾の文化が相対化でき、その重要性を市民一人ひとりが改めて再認識することにもつながるし、ビジネス活動においても、「自社の価値を改めて再認識できる」ことにつながっていく。また、子どもや青年にとっても、多様な価値観が行き来するまちで育つことは、今後日本が必ず通らなければならない多様化・国際化の世界で生きる力を自然と学習することになると思われるからである。そのことが、時間はかかるが、八尾に新しいビジネスを創出する土壌が自然と生まれてくるものと思われてくる。

## ○ 観光振興のための事業

観光振興の基本的事業は、観光資源に関する事業、観光施設に関する事業、観光情報提供に関する事業である。

### ・ 観光資源に関する事業

観光の対象となりうるものを一般に観光資源と言っている。山や川、海や湖、温泉などの自然資源、各種文化財や民俗資料などの人文資源を指す。しかし、近年観光行動の多様化にともない観光資源も多様化している。産業関係資源や買い物、食事なども観光資源として扱われている。事業としては観光資源の分類的把握と整備である。

### ・ 観光施設に関する事業

宿泊施設、料理飲食施設、観光遊興施設などを整備する事業である。この事業は事業経営となるので地域の観光収入と雇用効果に貢献する。したがって、投資誘致もこの事業に含まれる。

### ・ 観光情報提供に関する事業

観光振興にとって観光情報の提供は基盤的事業であるため、観光案内所などの施設や機関の設置、情報提供手段や方法の選択などをもって効率的提供が行われる。

## ○ 八尾市における課題

八尾においては、これまで観光振興の重要性が理解されつつも、行政機関、民間機関いずれにおいても手つかずの状況にある。八尾の優れた歴史遺産、有形無形の文化財、伝統工芸、地場産業、都市景観、自然など八尾市内に存在する多くの地域資源を観光資源として活用し、市民生活や経済活動に寄与するよう観光施策と積極的、かつ機能的に取り組むことができる体制をつくり、観光振興事業を展開すべきである。

- ・観光行政をつかさどる所管部署の設置、事業展開を行う事業主体（観光協会、観光ボランティアガイド協会など）の創設が必要である。特に観光協会の設立は必須である。
- ・八尾市民の多くが八尾の観光資源とその価値（素晴らしさ）を知らない。学校教育や市民講座などで理解をしてもらうのも一方法でもあろう。
- ・河内音頭のような無形文化財の保存、継承、普及、観光資源的活用などのため展示資料館としての常設館、河内音頭ミュージアム設置が望まれている。
- ・観光資源や八尾市が誇りとしているもののPRが他市に比べ不足し、遅れている。このことは地域愛、居住満足にも影響を与えている。

## ○ 八尾の観光資源と観光の展開

八尾の観光魅力を支える観光資源（名所旧跡、観光スポット、観光イベントなど）には次のようなものがある。分類して主なものをあげると、

### \* 文化観光資源

寺院・神社	顕証寺、常光寺、八尾別院大信寺、大聖勝軍寺、玉祖神社、 渋川神社、恩智神社など
歴史的遺跡	心合寺山古墳、高安城跡、恩智城跡など
歴史的町並み	久宝寺寺内町、八尾寺内町など
文化施設等	八尾市立歴史民俗資料館、環山楼、安中新田会所跡など
無形文化財	河内音頭など
文化イベント	八尾河内音頭まつり、心合寺山芝能など

### \* 自然観光資源

山岳・河川	高安山、信貴山、大和川、久宝寺緑地など
植生	玉串川の桜並木、万葉植物園など

#### \* 産業関連観光資源

農林業関係	観光農業(イチゴ狩り等)、特産物など
ものづくり関係	歯ブラシ生産工場、金平糖生産工場、ロボコン大会など
商業関係	商店街、ショッピングセンター、朝市、買い物、料理など

八尾の観光の特色を見るに、一部の観光イベントを除いて、観光対象は豊富だが単独の観光資源で大きな観光誘致力をもつものは少ない。したがって、八尾の観光を展開するには八尾の地域特性を鑑み、

- ・複合観光 (歴史文化、自然、産業、イベント、料理などを組み合わせた観光)
- ・歴史観光 (史跡、古墳など)
- ・町並み観光 (久宝寺寺内町、八尾寺内町など)
- ・体験観光 (観光農業、キャンプ、ものづくり工房、河内音頭教室などの各種体験)
- ・健康観光 (ハイキング、トレッキング、森林浴など)
- ・街道観光 (東高野街道、十三街道、信貴道、恩智道探索など)
- ・イベント観光 (八尾河内音頭まつりなど)

などが重要となろう。

観光にはいろいろの観光形態があるが、八尾においては上記観光形態を主流とし、やお歴史探訪、街道てくてくハイキング、やおの食いしん坊などのテーマを用いて、案内地図、解説、ルートなどの情報を提供するという複合的ルート観光から八尾の本格的観光振興の推進を始めるべきであろう。さらに観光振興を本格化させるには、これらの企画、実施には地域の産業経済に利益をもたらす内容を盛り込むことが要求されるであろう。

<b>提案5</b>	<b>「八尾版グリーン・ニューディール」(グリーン内需構想)の創造</b>
------------	---------------------------------------

「まちづくりの理念」に関して述べた点に基づき、「八尾版グリーン・ニューディール」政策として、具体的には次の取組みを提案する。

既に政府レベルでは政策メニューの検討や列举がなされているが、基礎自治体である八尾市として、政策効果も見据えながら、グリーン内需政策のパッケージとして編集するとすれば、次のような諸点が必要ではないかと考えられる。

<b>八尾版グリーン・ニューディール政策の取組みの6本柱</b>
----------------------------------

#### ○ グリーンの社会資本への変革

- ・ 先ず学校や公共施設に太陽光発電設備を設置導入する。

- ・自転車利用環境の整備（放置自転車の有効利用）と交通インフラを進める。

### ～グリーン公共事業を進め、需要を創出する

#### ○ グリーンの地域コミュニティへの変革

- ・国からの地域環境保全基金を活用し、3～5年間の時限的なグリーン・ニューディール基金を創設する。
- ・八尾市のグリーン基金の創設と企業、市民からのグリーンファンド基金を募る。

### ～地域の活力を活かした取り組みの促進に役に立てる

#### ○ グリーンの消費への変革

- ・八尾市に於いてCO<sub>2</sub>排出量の多い「冷蔵庫」、「テレビ」、「エアコン」のうち省エネルギーが4つ星以上の製品を対象にエコポイントを付与し、還元したポイントを省エネ製品の普及に役立てる。
- ・八尾市に於いて、小型ハイブリッド自動車、電気自動車、ハイブリッド自転車等次世代の車販売を促進する。
- ・八尾市に於ける化石系レジ袋からの脱却をはかり、バイオプラスチック系エアバックやエコマイバックの普及と促進をはかり、又簡易包装商品化を推奨し、廃棄物削減運動を盛り上げる。

### ～家庭生活に密着する事業からのグリーン化の需要を創出する

#### ○ グリーン投資への変革

- ・国の施策に連動して家庭への太陽光発電の導入量を平成32（2020）年を目途に20倍にする。発電コストは7円/kwh（現在約50円/kwh程度）に近づける。また、太陽光発電システムにより発電した電力を電力会社が買い取る制度を活用する—八尾市の助成金制度の創出。
- ・高安山から得られる湧き水等を活用し、逆浸透（RO）膜の活用や、活性炭を利用して、八尾ブランドの“水”を創出する。
- ・八尾市の公共、家庭、店舗から出る食用油の回収をはかり、精製し、バイオディーゼル燃料（BDF/Bio Diesel Fuel）の創出。
- ・循環型社会の形成の為に生ごみの活用による肥料化と飼料化の促進。

### ～金融市場からの支援等を含め、八尾市に協同組合、公社を創り、企業等も参画した、環境投資を促す

## ○ グリーン技術革新

- ・太陽光発電の低コスト化、バイオマスからの高効率なエネルギー転換、照明機器の開発など 10 年～20 年後の実用、普及に向けた技術開発。
- ・歯ブラシの脱化石プラスチックへの脱却、衣類等繊維製品のオーガニック化への技術開発、オーガニック洗剤の開発等。

### ～既存技術の活用と最先端の環境技術の普及

## ○ グリーン農業、グリーン林業の再生、復活

- ・休耕田を利用した再開発を促し、ナタネの栽培の普及を図るーバイオエネルギーの確保。
- ・休池、放置ため池を整備して生物多様化保護活動の促進と都市型水害の起こらない対策を図る。
- ・八尾の里山の森林整備と間伐森林整備を促進し、緑化再生を図ると共に間伐材の再利用化ー間伐材箸や、マイ箸の普及。
- ・八尾特産の花弁のブランド化と屋上緑化や壁面緑化の為の植物の生産とブランド化を促進する。
- ・八尾特産、枝豆、八尾ゴボウ等の更なるブランド品の普及と開拓。

### ～八尾の農業、林業の再生とブランド化を促進し、自然共生モデル都市の実現を目指す

提案 6	放置自転車対策の抜本的な見直し
------	-----------------

- 八尾市においては平坦な土地が多く、また、南北間のアクセスが悪いため自転車による移動が盛んであり、エコロジーな面に於いては府内でも誇れる状態である。

しかし、各駅前の放置自転車は、八尾市放置自転車の防止に関する条例（昭和 56（1981）年 3 月 31 日制定、八尾市条例第 20 号）に基づき、放置禁止区域からの撤去（移動）作業が昭和 56（1981）年より 30 年近くも続いているが、未だ減少することもなく、啓発活動にも多額の費用を費やしているにも関わらず、効果に対しては疑問を感じざるを得ない。

統計によると 10 世帯につき 1 台近くが毎年撤去されている計算になり、30 年間ではなんと 1 世帯に 3 台撤去されていることになる。

平成 19（2007）年度においても事業費総額 7,400 万円（委託料、土地使用料）で 11,160

台、徴収保管料 940 万円、1 台あたりにすると 5,800 円になる。

- 解決策としての特効薬は無く、常道手段である「①使いやすい駅前駐輪場」の設置と「②自転車総登録制」、「③放置自転車への条例による罰則の強化」④「自転車販売業者への指導」⑤撤去自転車の有効利用以外に方法は無さそうだ。
  - ① については、駅近く又は商店街（商店）に於いて所定の場所の確保や所有よりも格安なサイクルシェアシステム、レンタサイクルシステムへの意識転換の拠点とし、企業においても協力を促すべきである。
  - ② については、盗難、犯罪の防止や安全運転指導のために全車を登録制にして従来の自転車所有の意識改革に努めるべきであろう。
  - ③ については、①、②の施策実行のためのルール作りとして当面の実施が望ましい。
  - ④ については、昨今の市場情勢に見合った「下取り制度」や中古自転車販売、格安な修理体制によりかなりの効果があると思われる。
  - ⑤ 撤去自転車については、現在は海外の発展途上国の子どもたちへの供与等に利用されているが、資源、資産として有効利用を考え、法律、条例も含め一括管理の出来る機関（公社、NPO 等）の創設が必要である。
- 昨今、自転車と歩行者による歩道上の交通事故なども増えており、自転車走行のルールが社会問題になってきている。自転車に対する市民の意識改革が急務である。いつまでも現在のこの状態を続けていても泥縄の繰り返しに過ぎない。早急に手を打つべきである。
- 放置自転車問題は、単に環境改善を求める議論にとどまらず、分野横断的であるとともに、市の予算執行のあり方や、市民の自治意識やモラルの醸成、民間事業者も含めた実効性のある連携手法の開発などさまざまな論点を含む複合的課題であり、総合的な取り組みが求められる。

<b>提案 7</b>	<b>人権と福祉の視点の重要性</b>
-------------	---------------------

- 市民の人権を実現することは、国家そして自治体の義務である。市民生活のあらゆる領域にかかる「人権」を総合計画の基本理念に据え、総合的な政策を展開する必要がある。

そのためにまず、人権行政推進のための審議会の充実強化が必要である。

自治体の財政が困難な状況にある今日、単に自由化・競争を促進し、小さい政府、小さい行政をめざすだけでは、格差が拡がり、競争と能力主義による排除が拡がる。ソーシャル・インクルージョンの発想を核にすえ、だれもが潜在能力を活かし、社会に参加

することができるような、コミュニティ政策、市民と行政との連携など、行政の福祉化を進める必要がある。

特に重要なのは雇用である。マイノリティのための雇用を生み出す社会的企業や市民事業、地域就労支援事業などを積極的に育成し、応援すべきである。

行政が契約を行うときに、総合的評価方式による入札の取り組みを検討すべきである。そこで障がい者雇用や、マイノリティの雇用など、企業としてのソーシャル・インクルージョンにつながる取り組みを積極的に得点化し、評価すべきである。

このことは一方で、厚生労働省の「福祉から就労へ」という流れの中で、社会的排除やさまざまな困難を抱えている市民を、セイフティネットという形での保護ではなく、自立を支援することにもつながる。

そのためにはまた、社会的排除やさまざまな困難を抱える市民の問題に耳を傾け、制度や就労などに結び付けていく、地域単位での就労支援、生活相談など、総合的な市民相談事業が必要とされる。

- 私たち市民社会は、現在の時代状況のなかで、競争をどう見ていくのか、排除にどう立ち向かっていくのかということを考えることが必要である。学力、能力を伸ばしていくという右肩上がりの発想ばかりでなく、人間が人間らしく生き、そしてすべての人が、自分の潜在能力を発揮し、排除ではなく社会に参画できる状況をどのように作りだしていくことができるのかを考えなければならない。

一方、ノーマライゼーションの理念が日本に導入されて、40年近くが経過する。この間、障がい者福祉の領域にとどまらず、社会福祉の領域全般にわたり、このノーマライゼーションの理念が活かされ、様々な福祉政策が実践され、日本における福祉サービスの水準は高められた。

しかし先ごろの調査によると、「バリアフリーなどの環境整備を行わないことは、差別にあたるか」という質問に対して、「差別にあたる」と回答した者は53%にのぼるものの、「差別にあたらぬ」と回答した者が36%あった。差別や人権侵害は、私たちが意識しないところでも行われていることを認識しなければならない。

また例えば、障がい者福祉施策のなかで、「障害者雇用促進法」について考えてみると、現在の状況は、企業等に定められた雇用率を達成することが目標となり、達成すればよしとされ、その精神は置き去りにされているように思われる。そこには、深い落とし穴があるように思える。

障がい者問題はもちろんのこと、全般的な福祉・人権問題においては、差別や権利侵害の現象に対して、我々はそのことについて、「見ようとして、見ないと、見えない」問題がひそんでいることを、肝に銘じて取り組まねばならない。現場の関係者からは、そうした強い訴えの声が聞かれる。

戦後、日本は高度経済成長を成し遂げ、新幹線のようにひたすら速く走り続けた。日

本はその後の不況下においても、「経済成長をめざし、競争力を高め、効率性を追い求める」同様の列車に乗り続けた。大量生産、大量消費の競争社会のなかで、ノーマライゼーションの理念は、矛盾を伴いながら導入されてきた。

しかし、競争社会という同じ列車に乗り続ける限り、さまざまに施行される福祉施策は、あくまでも競争社会を乗り切るための社会対策にしか過ぎないことに気づかなければならない。それは、真の意味でのノーマライゼーションには到達することができないことを意味する。

ここで私たちは、競争社会という列車を乗り換える勇気を持たなければならない。それは、「人権を根幹に据えた、差別のない、人間が心豊かに暮らすことのできる社会をめざした」新しい列車に乗り換えることである。

<b>提案 8</b>	<b>新産業の創出—「もの」から「こと」への時代の対応—</b>
-------------	----------------------------------

- 八尾は、産業集積をベースにした日本でも有数のものづくりのまちである。製品出荷額は東大阪市を抜き、大阪府下で3番目になった。しかし、産業の空洞化は依然として続き、毎年企業数を減らしている。そのことは、産業集積を弱体化させ、地域の商品開発力、生産力を低下させるという悪循環を造り出す。それを防ぐには、大企業との関係や従来の仕事の流れを変える必要がある。
- もとより八尾はオンリーワン企業が多く、変革力は潜在的に持っていると思われるが、製造業だけでなく、流通、販売、サービス業などの他業種との強力な連携や提携が重要な要素となる。また、地域の資源を掘り起こし、新産業の創出も大きな課題である。これには企業だけでなく、行政、市民を含む地域全体で考えなければならない。自然環境、生活環境、福祉・介護、教育・文化、観光などの従来は産業とは別と考えられていた分野を、経済・産業の観点で見直す必要がある。
- ものづくりを単に商品づくりにとらえるのではなく、ソフトを含め、生活に役立つもの、地域に役立つものとして捉えると同時に、「もの」から「こと」の時代に対応できるように、広い視野で考えることが大切である。
- 地域の産業力の発信を具体的に  
社会の需要の多様化に対応して、新しい製品やサービスを創出することが求められている。八尾では、それに対応できる技術を持っているが、それを生み出すための情報収集力や市場を確保するための発信力は弱い。インターネット、メディア、印刷物発刊な

どの機能の強化が急務である。また、「道の駅」のように農産物はじめ地域の名産物ばかりでなく、さらに高度化させた拠点『ものづくりの里（仮称）』をつくり、ものづくりが実体験できる場、自然環境と接する場、八尾の文化を感じられる場を提供することで八尾を全国に発信することも大切である。

#### ○ 八尾ブランドへの取り組み

八尾ブランドの必要性が説かれて久しい。無論、八尾特産の「若ゴボウ」、「枝豆」もブランドではあるが、個々の製品やサービスが訴える力は弱く、八尾地域そのものがブランドだという観点で『八尾ブランド』を考えなければならない。「中小企業のまち八尾」、「ロボット技術のまち」、「自然と文化と産業のまち」など八尾を表現する言葉は多く考えられる。その中で、歴史や文化を背景にし、産品、サービス、行事などを組み合わせる新しい形の商品を創り出し、八尾ブランドとして定着させる必要がある。そのためには、業種を超えた連携や提携が不可欠となる。場合によっては、景観の統一性を含めた「まちづくり」の一環として進めなければならない。

#### ○ より高度な技術集積へ

「地場産業の活性化や高度技術の集積によるものづくりをさらに進めるべきではないか」という提案が出されているが、国際的にみて日本の産業の長所は、優れた中小企業群が存在しているところである。大きな成長を遂げてきた隣国の中国においても、持続的成長を図る上で中小企業の育成が重要だとの議論が出てきている。その優れた中小企業群を、戦略的に育成していくことが、日本の産業基盤を強固にし、ひいては日本経済発展の源泉になるものと考えられる。そのためには、一定の地域に集積していることのメリット（経済的合理性だけでなく、信頼や信用といった社会的資本の存在も重要である）を活かし、経済的でさらに付加価値の高い技術を生み出せるような仕組みを構築すべきだと考える。

#### ○ 自助努力と行政の支援

世界はダイナミックに変化しており、残念ながら世界的にみて日本の存在感は以前のように高くなってきている。このことは日本全体の問題でもあるが、地域の問題でもある。地域、産業、企業の歴史や伝統を尊重し、良いところは継承しながらも、革新すべきところは変えていかなければならない。そのためには、付加価値の高い自律的な産業や企業の育成が一つの大きな課題となる。すなわち、企業が時代の流れを適切にとらえ、変革への自助努力がさらに求められることとなる。

一方で地域の安定性・持続発展性を考えた場合、競争の原理だけに任せることにも問題がある。そこに行政の積極的な役割がある。行政は地域の産業や企業が自律的に革新していく上で必要な基盤を整え、その育成に力を注がねばならない。そのためには、八尾が特徴とする高度技術から新しい付加価値を生み出すための触媒機能を担うべきであ

ろう。したがって、産業集積の存在の重要性を市民に訴求しながら、高度技術開発に取り組めるだけの基盤整備が必要になるものと考えている。

## (2) 分野別のまちづくりの方向性

以下については、新たな総合計画で、「分野別のまちづくりの方向性」として含めるべき諸点を掲げた。なお、項目の配列は、便宜上、第4次総合計画の体系(分野区分)順としているが、新総合計画で体系を変更した場合、それに従い配列し直す必要がある。

### (地域経営システム 関係)

#### ■ コミュニティ

1. コミュニティ政策の柱として「差別のない人権のまちづくり」を位置づける。
2. コミュニティにおける、総合的な相談や自立支援体制の整備。
3. 住民のまちづくりの取り組みに対する支援。
4. 公共住宅密集地域における定住可能な住宅政策の展開。
5. コミュニティ単位での行政情報の開示を促進。

#### 【参考】

1. 「差別のない人権のまちづくり」を推進することによって、ノーマライゼーション社会の根づき、校区の適正化問題の整理。
2. コミュニティ単位での差異を認め、社会的困難層が集住している地域からの自立支援の取り組み。
3. 地域住民による各校区まちづくり協議会への支援（予算1%の確保）。
4. 公共住宅密集地域におけるコミュニティバランスに配慮した持続可能な多様な住宅施策。

#### ■ 人権

1. 「人権行政」という項目を起こす。
2. 差別問題の解決および人権行政推進のための審議会の充実・強化（当事者参加、審議会が行政施策のモニタリング、政策提案などを積極的に行う）。人権擁護、社会的差別禁止条例の制定（あるいは「人権尊重の社会づくり条例」の改定）
3. 人権行政の推進に当たっては、当事者団体との連携を促進。
4. 人権施策の推進にあたっては、「実態調査」および、啓発課題の把握のための「意識調査」、情報収集が不可欠。
5. 「人権教育・啓発プラン」の推進。

6. 市職員／教職員における人権研修の推進。
7. 学校における人権教育の推進。
8. 人権侵害や差別事象に対応する体制の確立（被害者の救済。オンブズマン制度など）。
9. 人権行政の推進に資する多様な市民活動（市民活動／社会的起業／市民事業など）への支援。被差別マイノリティ市民の自立支援。
10. 行政の福祉化（行政の契約において、総合評価・一般競争入札制度を導入し、人権の確立、環境や労働の問題解決に資する努力を実施している事業者との契約を促進する）。

## ■ 同和問題

1. 同和問題の項目をおこす。
2. 同和問題解決のための基本計画の策定。
3. 被差別マイノリティの文化保存と継承支援。  
(例：「春駒」、鼻緒作りなどの継承支援。)
4. 同和地区の土地に対する差別的取り扱いの解消。
5. 実態調査、意識調査の実施。
6. 結婚差別の解消。
7. 戸籍の不正取得防止のための「本人通知制度」実施。

### 【参考】

1. 現在（第4次）の総合計画では同和問題が全くふれられていない。同和問題を人権問題に含まれるものとされて、現実的な課題が埋もれてはならない。
2. 部落問題の解決をめざす行政計画がない（障がい者などはある）。
3. 地場産業としての下駄の鼻緒作りなどや伝統文化としての門付け芸「春駒」が生活の中にあっただが、鼻緒作りなどは衰退、春駒はここ数十年間行われていなかった。近年、地区住民によって鼻緒作りをミニ下駄作りで、春駒を春駒保存会として伝統文化伝承として復興しだしている例などがある。

## ■ 女性（男女共同参画）

1. あらゆる場への女性参画の数値目標を設定。
2. 「(八尾市) 男女共同参画スペース」での活動支援と施設整備。
3. 「男女共同参画に関わる教育」を学校教育でも推進。
4. 女性が参加しやすい、市民学習の環境整備。
5. 女性解放の教育・啓発を徹底、保育・介護等の制度を整備、女性の働く権利の保

障。

6. 女性に対する暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント等）の撲滅推進。

#### 【参考】

1. 働く女性、子育て中の女性等のさまざまな立場にある女性たちが、参加可能な夜間開講、保育室の整備など。
  2. 子育ては母親がするものである、という意識を払拭するための教育・啓発を徹底するとともに、保育・介護等の制度を整備し、女性の働く権利の保障を確実なものにする。
  3. 女性に対する暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント等）をなくすための政策を推進する（啓発、相談の充実、シェルターの設置や広域連携など、救済の充実）。
- \* 「ひとり親家庭」、「性同一性障がい」等の性差のみでは図れない課題の認識も必要。

## ■ 外国人

1. 市民として市政参画の保障、地方参政権の実現。
2. 民生委員・児童委員、人権擁護委員への外国籍市民の登用。
3. 高齢福祉や年金制度における外国人高齢者に対する考慮。
4. 「八尾市国際化施策推進計画」「八尾市在日外国人教育指針」の推進。
5. 識字や日本語教育、通訳保障への支援。

#### 【参考】

1. 地方自治法では、住民を「区域内に住所を有する者」と定め、国籍の条件を設けていない。地方自治体判断として実現可能。
2. 民生委員、児童委員は選挙人名簿に登録している中から選出されるため、選挙権のない外国人は候補者になれない。1.と同様、住民を基本として、市内居住外国人も対象としていくべき。
3. 外国人高齢者の中には、年金に加入したくても国籍要件によって加入できずに、無年金状態の高齢者が存在する。また習慣や言葉の問題から、通常の高齢福祉、施策では馴染めない外国人高齢者も多く、そういった人たちに考慮した施策が必要。
4. 教育指針をふまえて、外国につながる子どもたちが、豊かな文化を維持、継承できるために、母語（継承語）教育の推進。
5. 日本語が十分理解できないことによって、情報に格差が生まれたり、安心して生活を送ることの阻害要因となったりすることから、効果的な通訳者を派遣するためのシステムの構築が必要。また、その一方で、日本語力を高めることによって定着を促進するために、日本語教育の保障が必要。

## (健康福祉分野 関係)

### ■ 福祉

1. 行政の福祉化、人権化の推進。
2. 人権の視点に立脚した「総合評価一般競争入札制度」の導入。
3. 人権の視点に立脚した「指定管理」「業務委託」「発注」等の選定基準の整備。
4. 福祉関係者における人権研修の推進。

### ■ 高齢者

1. 人間としての尊厳を第一に、生きがいと自立の支援、身体能力の維持と生活支援を基本的視点とする。
2. 高齢者の就労機会の確保、生きがい作りと予防介護を充実（その人らしく生きていくことができる環境整備）。
3. 介護保険制度の有効活用に向けた環境整備。

#### 【参考】

1. 住み慣れたまちで、見慣れた人たちに囲まれて、長年にわたって社会を支えてきた大事な先輩として大切に、尊敬を持って扱われる、そうしたコミュニティの形成を目指す。
2. 地域包括支援センターを中心に、地区福祉委員会、医療関係者、高齢者介護施設、介護サービス事業者、高齢クラブあるいは街かどデイハウスなどのボランティア活動との連携で、高齢者一人ひとりの生活実態、コミュニティへの参加状態、健康状態などの把握に努める。
3. 生きがいと自立支援では、コミュニティへの参加の機会をさまざまな視点から増やす。例えば、地域での自主公園清掃や緑化推進活動などの取り組みへ行政からも参加支援の促進、趣味の会や健康維持の機会を増やすなど具体的な生きがい、自立支援のために行政のイニシアティブ（＝先導すること）が求められる。
4. 団塊の世代の大量退職に伴い、高齢者というにはまだ若い「ヤングオールド」の人たちのパワーに期待したい。地域活動における活用に向けて、さまざまな技術のノウハウを有する男性退職者の活かし方と活躍が期待される。
5. 行政の各分野の協力は不可欠で、生きがいと自立の機会確保のため、福祉関係の部署から公園・緑地、保健衛生、道路整備など各部署の横断的な連絡調整機能が求められる。

6. 地域包括支援センターを中心に、一人ひとりに合った介護保険制度の内外も踏まえた横断的な支援計画が必要。その計画を実行できるマンパワーを、家庭を軸に、ひとり暮らしならボランティアや、地域コミュニティの中に支援を育てて行くことが必要。
7. 老老介護や認認介護といわれるように、高齢者に関わる実態は深刻化。
8. 介護予防の対象となる要支援者に、介護保険の活用は必要だが充分でない。
9. 要介護者に対する在宅介護サービスも制度上、専門の人材不足の点からも多くの制限があり、必ずしも十分とはいえない。高齢者の在宅支援は、介護保険の有効な活用が図らなければならないが、地域で高齢者を支援する体制づくりが求められる。
10. 特に、高齢者の増加とともに、認知症の予防と介護が大きな課題。小規模な居住空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活を継続しながら、一人ひとりの生活を支援していくことが求められている。また、認知症にはさまざまな原因があり、早期発見で治せるものもあり、求められる接し方も全く違う場合がある。家族や地域を中心とした社会資源の中に、認知症への正しい理解と支援ができる体制を整えることが求められ、人権の擁護と人間の尊厳が保障されなければならない。
11. 施設整備も、在宅を支援する小規模多機能型居宅介護をはじめ、地域密着型サービスの整備が急がれる。「住み慣れたまちで、見慣れた人に囲まれて生活できる空間を提供し、医療との連携をさらに充実させることで、安心して人生を実現していただくこと」が求められている。
12. 在宅サービスについても、夜間対応型訪問介護を含め更に高齢者の在宅生活を支える具体的な対応が求められる。
13. 介護に従事する専門家の離職率が高く、今後サービスの需要が高まる中で、介護専門職の待遇改善と対応能力の向上、人材の確保が急がれる。
14. 高齢者の人権では、身体拘束や虐待などが完全に防止され、成年後見人制度の充実により高齢者の意思が保証されるシステムの整備が急がれる。
15. 高齢者支援に取り組むにあたって、高齢者の生きがい、活性化のために世代間の交流も地域で求められる。保育所整備や子育て支援とも連携をとりながら、コミュニティの中で高齢者、女性、子育てなどが有機的に結びついていけるまちづくりが求められている。

## ■ 障がい者

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. ノーマライゼーション社会の実現。</li><li>2. 障がい者が生きかたや暮らし方を選択する主体となれるための条件整備。</li></ol> |
|--|

3. 障がい児の原学級保障と、そのための「合理的配慮」の保障。
4. 障がい者差別禁止条例の制定。

#### 【参考】

1. ノーマライゼーションとは、福祉の基本理念の一つであり、国連が国際障害者年（昭和 56（1981）年）及び国連障害者 10 年の中で、強調したこともあって、国際的に浸透していった。常態化や正常化と訳された時期もあったが、最近はカタカナでそのまま表記されることが多い。

「ある社会からその構成員のいくらかの人々を締め出す場合、それは弱くてもろい社会である」という考え方に代表されるように、障がい者などを能力の劣った人として、基本的人権を保障してこなかったことへの反省にたち、社会生活上において一人の市民としての権利を保障しようとした。

もともとは、ニーリエ (Nierje, B.) やバンク＝ミケルセン (Bank-Mikkelsen, N. E.) らによって、デンマークの知的障がい者運動、特に施設の改善運動としてスタートしたものであるが、その後、身体障がい者の運動、精神障がい者の運動など、障がい者全体の運動の中に広がり、地域生活の保障を求める運動へと展開していった。近年では、高齢者福祉や子ども家庭福祉領域でも用いられ、社会福祉の基本理念へと拡大している<sup>2</sup>。

## ■ 子ども

1. 「子どもの権利条例」の制定。
2. 子どもに関わる施策をつくる際、子ども自身の意見を反映。
3. 子どもに関する施策を、それを一番必要としている子どもと保護者が活用できるようにする方策をつくる。
4. 子どもの権利について、子ども自身と大人が学べる場をつくる。
5. 子どもの虐待に特化した教育・啓発を実施。

#### 【参考】

1. 平成元（1989）年 11 月 20 日の国連採択条約「児童の権利に関する条約」が根本。

#### 【子どもの権利条例について】

大阪府は「子ども条例」を策定したが、国連子どもの権利条約にある「参加する権利」についてはないに等しい。川崎市などの条例を参考に「国連子どもの権利条約」に則った条例の策定を推奨する。

<sup>2</sup> 山縣文治・柏女霊峰編集代表『社会福祉用語辞典 第 6 版』ミネルヴァ書房 より要約。

【大阪府子ども条例】平成 20（2008）年 3 月 大阪府ウェブサイトより

すべての子どもが健やかに成長することができる温かい地域社会の創造に向けて、「大阪府子ども条例」が制定されました。この条例は、児童虐待やいじめ、非行など子どもの尊厳を損ない、健やかな成長を阻害する事象が相次いでいる中で、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものです。

条例では、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに当たり、社会全体で認識を共有するための基本理念や行政、保護者、学校など大人の責務を定め、府の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

[主な特徴]

- ・子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることは大人の責務である。
- ・子ども自身にも主体性、自ら考え責任を持って行動する社会の一員であることの自覚を求める。
- ・子どもが社会における様々な活動に参加する中で健やかに成長するものであることを認識し、子どもに参加の機会の提供に努める。
- ・子どもに関する施策の総合的な計画について、子どもを含めた府民の意見を聴きながら策定し、推進する。
- ・子どもの尊厳を損なう児童虐待、いじめなどから子どもを擁護する取組を充実する

[基本理念]

- ・すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されなければならないことを十分認識し、行動しなければなりません。
- ・子どもが社会における様々な活動に参加する中で、健やかに成長することを認識し、子どもに対する参加の機会の提供に努めなければなりません

## ■ 保育

1. 「児童の保育所入所」から「女性の就労機会の保障と就学前教育の推進」へ転換する。

【参考】

1. 現在の保育所待機児童(平成 21（2009）年 4 月 1 日現在の保育所待機児童 310 名)は、保育に欠けるとされる基準に基づくもので、生活や将来の子どもの教育、親の介護費等のために働きたいとする潜在的なニーズには対応しきれていない。
2. 少子高齢化のなかで、中小企業やサービス業、介護や医療の現場で人材確保の困難が伝えられている。
3. 世帯の所得の逡減に伴い家庭崩壊や自殺の数が増加している。

4. 働く意欲のある人に就労条件を整備することが行政の責務であり、働く人が増えれば税収が増え、社会保障費の逓減にもつながる。
5. また、幼保一元化に向け、「子どもを預かる保育」から「子どもを教育する」保育、子どもを大事に育てる保育への転換が求められ、保育所整備計画を再整備していくことが必要となっている。
6. 八尾市は中国人帰国子女やベトナム人難民の子女などの受け入れを機に、国際化が進んできており、多言語での保育も求められている。
7. 保育行政の総合的な改革が求められており、「八尾に住めば安心して子育てができる。子育て支援が充実しているので働きやすい」そんなまちをめざしたい。

## ■ 医療

1. 選べる身近な予防医学情報と医療情報の提供。
2. 医療に頼り過ぎない、市民自身による自己管理意識の啓発（健康都市文化宣言）。
3. 市立病院と、かかりつけ医、民間医療機関の役割についての理解増進に努める。
4. 保健センターを健康づくりの拠点としてPR。

### 【参考】

1. 予防医学情報と医療情報の提供については、いかに情報を提供するかや、提供した情報が本当に市民のニーズに合っているのかについての調査も必要な課題である。
2. 市民活動と協働し支援することにより、市としても「健康づくり」をクローズアップし、早期発見と自己管理の大切さについて情報発信・啓発を行うことが重要である。

救急車の不適切利用の問題については、そのために「1分1秒を争う重症・緊急患者」の搬送ができなくなり、結果として市民同士で足を引っ張りあうことになる。今後、高齢者がさらに増え、個人差はあるものの体調の急変というリスクも高まる。また、歩行に制約があったり、視力・聴力等の低下から、救急車を呼ぶしかないという状況になる例も考えられる。そのため、ある程度救急車の出番が増えることを想定しつつも、地域での高齢者見守りや緊急時対応のネットワークをセットで考えることにより対応していく必要がある。
3. 市立病院は、市民がいざというときに頼れる病院であってほしいが、市民の側でも、近隣の診療所や民間病院での受診、歩いていける距離にかかりつけ医をもつなど、少しの異変に対応できるよう自ら配慮し、健康増進を図る必要がある。

また、市民医療の位置づけとニーズに着目し、地域で孤独、孤立しないための支援システムの構築など横断的な連携と活路を見出す手法を検討する必要がある。
4. 保健センターでは、さまざまな健診や相談事業を展開している。また、がん検診

をはじめ、委託医療機関で実施している事業も多い。しかし、市民の健康に関するこうした市の取り組みについて、どれだけの市民が知っているだろうか。さらなる周知が望まれる。また、保健センターは、市が地域保健法に基づき設置している機関であり、専門職の保健師もいる。市民が一人で抱えこまずに相談することができる機関であることを、もっとPRする必要がある。

5. 心の健康に関する相談窓口についての情報提供、相談活動について、専門家、テーマ型のNPOとの連携も検討することが望まれる。精神科・神経科領域の疾病については、偏見や差別が生まれぬよう、疾病に対する正しい理解の啓発推進や情報提供を行うことは市の責務である。学校でも、専門カウンセラーにより、連帯感や自立精神を育むオープン・ワークショップを行うなど、前掲の「地区教育推進委員」特区モデルと連携して実験的に取り組むことにより、新たな「八尾方式」を開発できるのではないかと期待したい。
6. 八尾が「元気で長生きの高齢者が多いまち」としてさらに脚光を浴びるようになることを期待したい。市内には、高齢者による市民劇団「八老劇団」（サントリー地域文化賞受賞）など、そうした高齢者像を体現する方が大勢おられる。こうした人材を、例えば「健康大使」などに推薦し、啓発活動を委嘱するようなくみも考えられる。

## (教育文化分野 関係)

### ■ 教育

1. 教職員（非正規教職員を含む）に対する人権教育の充実。
2. 教育サポートセンター機能の充実・強化（児童生徒や保護者、教職員からの相談・支援、及び研修や情報に関する教職員への支援）。
3. 高校中退生の再チャレンジの場の保障。
4. 人権教育推進のための教材の発行。
5. 各学校（園）の人権教育定着のための支援、及び点検。
6. 小学校低学年の学級定員の縮小。
7. 課題を有する学校への教職員加配。
8. 学校・地域・家庭をつなげるコーディネーターの育成・支援。

### 【参考】

1. 子どもたちへの猥褻行為やセクハラ・体罰など、残念ながらマスコミから報道されるが、氷山の一角だとも言われている。これらは子どもを「一人の人格ある人間」と見ていないことから起こる。これらの行為を起こさないためには、「人権と共生の21世紀を担う人間の育成」がめざす八尾市の教職員自らが、現実の事件から、今あらためて人権を再認識することが大切である。最近、学校に子どもたちのサポートに当たるさまざまな職員が配置されているが、その人たちを含めた心に届く人権研修の充実が必要と考える。
2. 教育サポートセンター  
教育相談所を教育サポートセンターに改称し機能アップさせたことは、評価できるが、まだまだ必要としている子どもや教職員にシステムが機能的に活用されるセンターとして情報が届いていないのが現状である。引きこもりや不登校の児童生徒、心の病に陥っている教職員関係者も気軽に相談でき、彼らを支援できるような施設の充実や人の配置が必要である。
3. 高校中退生の再チャレンジできる機会の支援と保障  
高校進学率が90%以上の今日、何とか入学できてもついていけなくてドロップアウトする生徒が少なからず存在する。進路指導を行った中学校が主体になるとも思われるが、中学校現場には余裕がなく、また将来を見据え継続性ある支援ネットワークの人的支援等が必要との認識が一致していることが何よりも大切である。ワーキングプア予備軍となる可能性をつくるのではなく、彼らの再チャレンジの場を、国内外の教育制度の情報も踏まえ、教育枠にとらわれない生きる力を発揮でき、生活力をも見越して支援情報の構築ができないものかと考える。

#### 4.、5. 人権教育

「人権と共生のまち」にするためには、子どもたちに人権感覚をしっかりと身につけてもらう人権教育が大切である。しかし、指導要領改定により教科内容が増え、人権教育の教材研究・教材づくりを十分する時間がないと聞く。「豊かな心の育成」に「人権侵害を許さない学校（園）体制づくりや人権学習の充実を図り、人権教育の推進に努める」とあるが、わかりやすく使いやすい人権教材の発行と構築が必要と思われる。また、同時に学校間で差が生じないように、それらがしっかり活用されているか、点検と情報公開も必要ではないか。

学校活動の広報として、各校の独自のウェブサイト運営（情報公開）なども、誹謗中傷の書き込みなどがなされないような有効な対策を講じる必要がある。

#### 6. 小学校低学年の学級定員

危ぶまれた1.2年生の35人学級は継続されたが、財政悪化による打ち切りは絶対にすべきでなく、少子化のなか35人でも多く、欧州では25人程度である。子どもたちが基礎学力、人権感覚を自然に豊かさの中で身につけるには社会生活の新たなスタートの機会ともなる低学年からのきめ細かな教育の必要があると考える。

また、他の学年においても加配教員等を有効に活用し、少人数指導やチームティーチングなど、指導方法の工夫改善を図り、きめ細かな指導をさらに推進し、評価点検を推進する必要がある。

#### 7. 課題を有する学校への加配

校区により子どもの生活環境が異なるのが現状である。日本の子どもの貧困率は14%との報道もあったが、生活保護世帯の多い学校や外国人児童生徒の多い学校、加えて、障がい者を有する児童生徒や外国籍児童生徒に対する支援として、定年退職した教員を教育専門員として課題を有する学校に対し配置する教職員加配の堅持・充実がさらに必要。

## ■ 文化

1. ミュージアムのような文化施設を整備。
2. 河内音頭は八尾の代表的地域文化なので、機能的な保存と継承政策をとり入れる。また、全国的に披露し、広める。
3. 文化と経済の調和を考える。
4. 有形・無形の文化財の保存に関してもっと積極的に取り組む。
5. 教育と文化の視点から、市立図書館の整備充実を図る。

**【参考】**

1. 歴史文化、地域生活関連文化を八尾の地域資源と位置づけ、これら地域文化への理解啓発を行い、市民生活の中に取り入れ、継承保存しながら、地域社会や経済との共存をめざす。

## (産業経済分野 関係)

### ■ 雇用・就業

1. 労働行政に関する体制の確立。
2. 「地域就労支援事業」の推進。
3. 人権や福祉の増進に貢献する社会的起業に対する支援。

#### 【参考】

1. 地方自治法および雇用対策法の改正により、市町村における雇用・労働行政が求められている<sup>3</sup>。しかし現在は、経済環境部の産業政策課の中のひとつの係で担当している。

### ■ ものづくり

1. 産業集積の弱体化、商品開発力や生産力の低下を受けて、今後大企業との関係やこれまでの仕事の流れを変えることが必要。
2. ものづくり産業は流通、販売、サービス業など他業種との連携が必要。
3. 社会の変化や地域資源との関連において新産業を創出。
4. 「もの」から「こと」の時代に対応できるようソフトを含めた産業転換が必要。
5. 地場産業の活性化や高度技術の集積によるものづくりをさらに進める。
6. ものづくりによる雇用の増大や、生活物資の安定供給が市民生活に豊かさを提供できるような施策が重要。
7. 中小企業群を戦略的に育成し、行政が果たす触媒機能をもって、付加価値の高い技術を生み出せるような仕組み作りを構築。

#### 【参考】

1. ものづくりは八尾の伝統的産業であり、府下有数の工業生産地域となっている。したがって、将来に向けてさらに生産力の向上、工場誘致、新産業への支援、他業種との連携などを課題として取り組み、ものづくりの産業集積拡大の施策を推進する。

<sup>3</sup> 雇用対策法第5条「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」

## ■ 中小企業振興

1. 就業指導のネットワークをより機能的に構築。
2. 職業訓練機関の一層の充実。
3. ニュー・ビジネス（観光ビジネス、環境ビジネスなど）に対する育成や支援政策。
4. 収入や雇用の効果を上げるため市営事業の実施（葬祭事業など）。

### 【参考】

1. 八尾は中小企業集積の地域であり、雇用や就業、人材ニーズに多くの課題を抱えている。したがって、これらに対する八尾独自の施策と取り組みが必要である。

## ■ 農業

### ◆ 農業生産のブランド化と観光の連携

1. 市民のレクリエーションの場として農地利用を推進する。
2. 八尾農産物のブランド化を拡大する。
3. 「道の駅」のような農産物の大規模な販売所を設置。
4. 八尾の特産品として、その加工品を含めて、観光との連携を深める。
5. 観光農業の振興策を考える。
6. 地元で採れた農産物を加工する体制をとり、農工商連携を図る。  
一方、地元で採れる農産物で加工食品を開発し、ブランド化を図る取り組みを行い、行政も農業振興や地域観光のPRを支援。

### 【参考】

1. 八尾の農業を大都市近郊農業生産地として位置づけ、農業生産物のブランド化を進めるとともに効率的販路開拓を行う。そして生産性、収益性の向上に寄与する施策を行う。

### ◆ 八尾の特色を活かした農業、林業の復活

1. 八尾特産品（ブランド化）の奨励と普及。  
八尾ゴボウ、枝豆、花卉、ハーブ栽培による内需を図る。
  - ・農地の整備と農業従事者の育成、指導。
  - ・八尾の食文化構想とブランド化（うどん、寿司、ハーブ料理等）。
2. 八尾の山の整備と林業の復活。

- ・里山のモデル的な整備と実践マニュアルづくり。
- ・森林整備及び間伐森林整備士の育成。  
～間伐材の再利用化～
- ・緑化の促進（屋上及び壁面緑化）。  
緑化用資材の開発と普及。

## ■ 観光

### ◆ 観光によるまちづくり

1. 市民は八尾市での観光振興の効果を正しく把握し、自然保護、歴史文化遺産の保全などの大切さを知り、郷土愛を育む啓発と意識を高める。
2. 観光によって自然の保護、文化財の保存、継承がなされる。
3. 観光を産業として八尾地域経済の活性化につながるような仕組みをつくる。
4. 観光振興によって新産業や新しいビジネスチャンスを創出する。
5. 八尾観光を市民に提供すると共に、市外からの観光客や外国からの観光客を積極的に誘致し、市民福祉、人的交流、国際親善等に役立つ。
6. 観光による人的交流は市民のホスピタリティを向上させる。
7. 来訪者の増加によって市民の街の美観や安全に対する意識が高まる。
8. 観光振興はまちの利便性、快適性、アニメ（娯楽、レクリエーション）性を高める。

#### 【参考】

1. 観光は八尾の優れた歴史文化遺産、自然、地場産業など地域資源を活用し、観光がもたらす社会的効用、産業経済的効用を理解しつつ、観光振興によって市民生活や経済活動に寄与するよう観光施策を推進し、八尾を楽しく、豊かで、誇れる元気なまちづくりを行うべきである。

### ◆ 観光事業推進のための戦略

1. 観光開発整備事業、観光施設整備事業と観光関連産業の振興、観光情報提供事業の三事業を推進する。
2. 上記三事業の取り組みには行政、民間等の観光事業推進機関の創設とそれらの連携体制を構築する。
3. 八尾市で行われる商工農林業、教育、自然、文化、福祉、人権等関連の各種行事を観光と結び付けられるものは観光イベントとして行う。

4. 観光事業と他産業との戦略的連携を図る。
5. 特産品開発を観光振興の一環として推進する。
6. 国際交流、国際親善の立場から、外国人来訪者の誘致活動を重視する。
7. 八尾市の地域性を生かした特色ある観光事業を展開する。
8. 周辺都市と共同機関を設置して広域観光事業を共同化する。
9. 河内音頭等の八尾を代表する伝統的郷土芸能の普及、保存、継承のための市民全体意識の高揚、各団体、各コミュニティでの活動を支援する。
10. 観光振興に関連して、観光資源として八尾河内音まつりをより活性化させること、あるいはその代替として展示、実演などのできる常設館の設置を検討する。
11. 観光資源整備、広報活動等の事業は非営利事業であるため財政的支援が得られるための活動を行う。

## (生活環境分野 関係)

### ■ 景観・環境

#### ◆ 高安山への景観

市街化調整区域は、産業振興の面から縮小し、工場用地などにあてられるべきとは考えるが、外環状線より東については、高安山への景観の保全や改善をするため、敷地周辺や敷地西面に樹木を植えるなど、緑地を確保し、色彩に対する規制をするなどの措置が必要になる。

#### ◆ 高安山里山再生保護活動

1. 生物多様性（ニッポンバラタナゴ、ホタル等）の保護活動ある八尾市。
2. 高安山を中心とした里山の復元構想（緑の回廊めぐりと自然探索ウォークのできる里山）。
  - ・ 1の棲息活動のための森林整備及び溜池や川の整備活動。
  - ・ 歴史、文化、旧家保存の活用を生かした里山。
  - ・ 花卉栽培、河内木綿。  
八尾の名物、八尾ゴボウ、枝豆等のブランドを活かした農経営の積極支援と里山の利用法。
  - ・ エコツーリズム構想、観光化していく指定コース（推薦コース）の見直し、指導員、案内人の育成。
  - ・ ハイブリッド自転車（自転車）でのコースめぐりとハイキング（歴史、文化コース）、（八尾市ブランドコース）、（寺、旧家めぐりコース）、（寺内町と市内史跡めぐりコース）。

#### ◆ 水路などの水辺の活用

近年、下水の整備が進み、河川や水路の水の浄化が進んでいる。市域には、360 kmもの水路や、大和川、玉串川、長瀬川、平野川などと、多くの水辺があり、水辺の緑道整備だけでなく景観やまちづくりの積極的な活用が望まれる。

#### ◆ 八尾版グリーン内需構想 [前掲のため略]

## ◆ 八尾型環境教育の普及及び実践

1. 幼稚園、小学校、中学校用環境学習塾を設け、出張教育をする。また、学習拠点づくりの整備をして、見て、触って、考えて、やってみる環境教育を実践する。
2. 大学の中に環境学部を併設、環境に関する法、経、文からの教育を行って未来の環境の先達をつくっていく。また、大学の中に企業の従業員の環境教育への受け入れを考え、各種の資格を得て、企業の環境に関する意識の高揚と実践をうながしていく。
3. ボランティアリーダー育成講座（自然楽校、歴史楽校等）の普及促進。

## ◆ 都市型景観

1. JR久宝寺駅を中心とした八尾の都市型景観づくり（大阪の東の玄関口構想）。

水処理施設の上部利用については未だ決定を見ていないようであるが、“環境先進都市・八尾”にちなみ、将来大阪の副都心になるであろう久宝寺隣接であることも考慮して、できれば大学の環境学部を誘致して、久宝寺キャンパスをつくるのが最も望ましいと考える。3～4階建ての校舎を建て、そこでは太陽光発電設備や壁面緑化なども考慮し、下の水処理設備から屋上周辺部に至る環境を配慮したキャンパスを生み出すことができれば、交通の便も良いことから学生も集まることが期待され、企業人の環境学習拠点ともなり、ひいては八尾市民の環境拠点のシンボリックな位置づけもできる。

## (都市基盤分野 関係)

### ■ 土地利用・都市

#### ◆ 都市計画への提案 (図2 参照)

1. 市街化調整区域と市街地のゾーニングによる整備。

- マスタープランの地域別計画を次期総合計画の地域別計画に合わせてつくる
  - ・総合計画に合わせて細分化し、より市民にわかりやすい、わがまち計画とする。
  - ・各地域で、どのようなまちの姿や景観をめざすのかを示していけるようにする。
  
- 現実に沿った計画の見直しが必要
  - ・幹線未整備道路の整備計画の見直しをすべきである。
  - ・近鉄河内山本駅周辺やJR八尾駅周辺は、現代的景観というより生活密着的景観という感じであり、JR八尾駅南に関しては、旧植田家や渋川神社など歴史的景観がたくさんあり、現実に即した位置づけが望ましい。
  
- 身近な地域で安全で豊かに暮らせる計画づくりを望む
  - ・施設とともに、公園や街路などの多くに人が利用する環境のユニバーサルデザインを意識した整備を進めることが必要である。
  - ・加速する高齢化にあわせた迅速な、高齢者が暮らしやすい住環境の整備が必要である。具体的にはたくさん的高齢者が暮らす古い公的住宅は、高齢者対応になっていない。特に古い市営住宅は、改善が難しく危険な箇所が多く、民間住宅の活用も検討すべきである。
  - ・働く場としての産業のための工業用地の確保も重要な課題である。
  - ・竜華水みらいセンターの上部利用について、市民が憩えたり、暮らしを豊かにする施設や環境先進都市のシンボリック拠点施設の誘致を望む。

図2 都市計画の地域別構想のイメージ

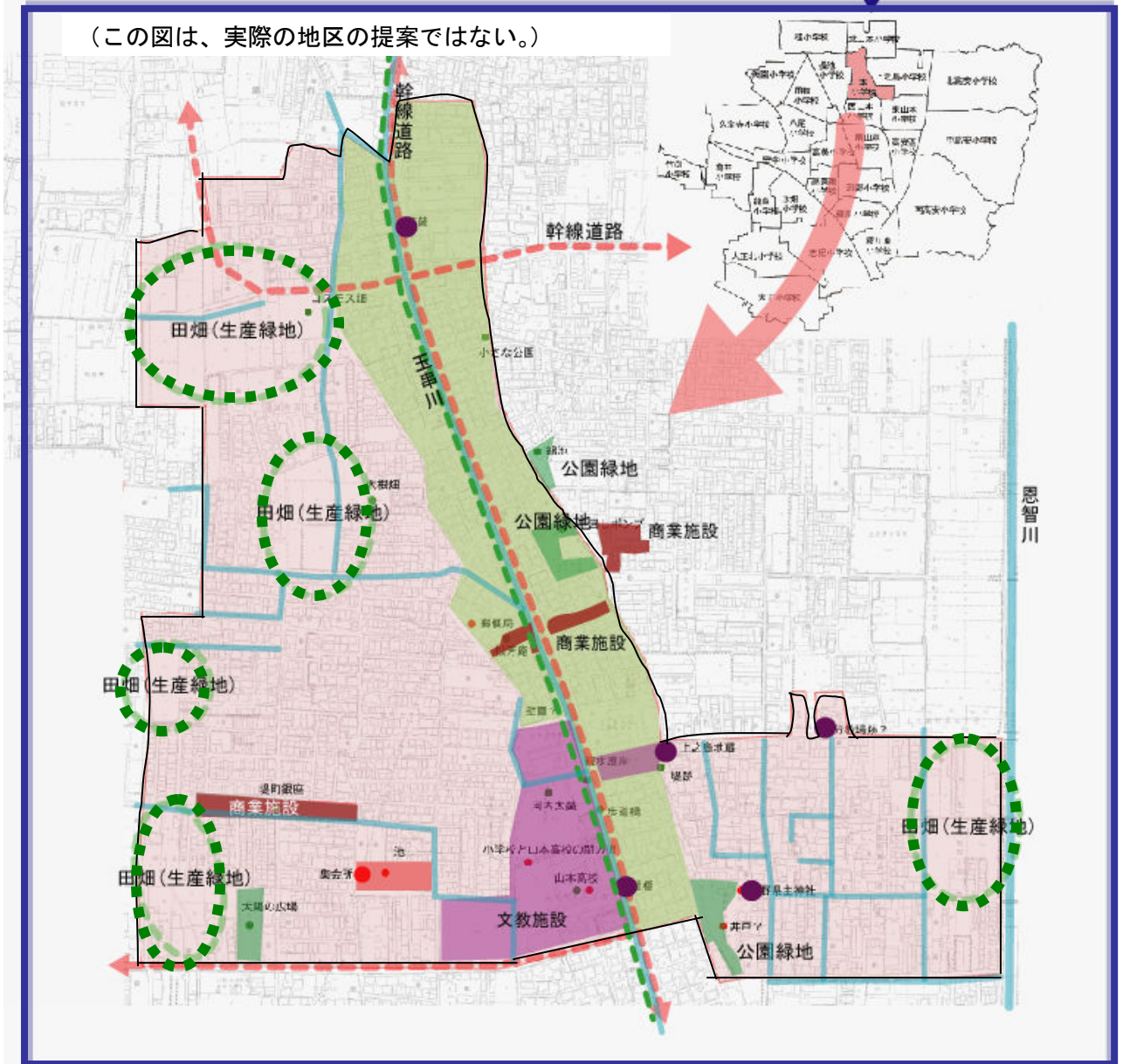
今までの、地域別計画は、右の図のように市域全域を3つに分けた計画であった。

今後の地域別の計画では、総合計画の地域別の計画にあわせ、市域を小学校区のような身近な地域に細分化した地域別の計画にし、そこに暮らす地域の住民によりわかりやすい計画とする。下の図は、山本地区を例につくればこんな形になるのではないかというイメージの提案である。



現在の地域別構想

(この図は、実際の地区の提案ではない。)



### ◆市の北部地域と南部地域

J R線より南と北では、以前から公共施設が北に偏って整備されていた。また、施設だけでなく、下水道の整備にもあらわれているが、市域の北に比べて、近年、交通の利便性の向上などから、人口が増えている南の基盤整備が遅れている。北部地域と南部地域の均衡ある発展を図る必要がある。

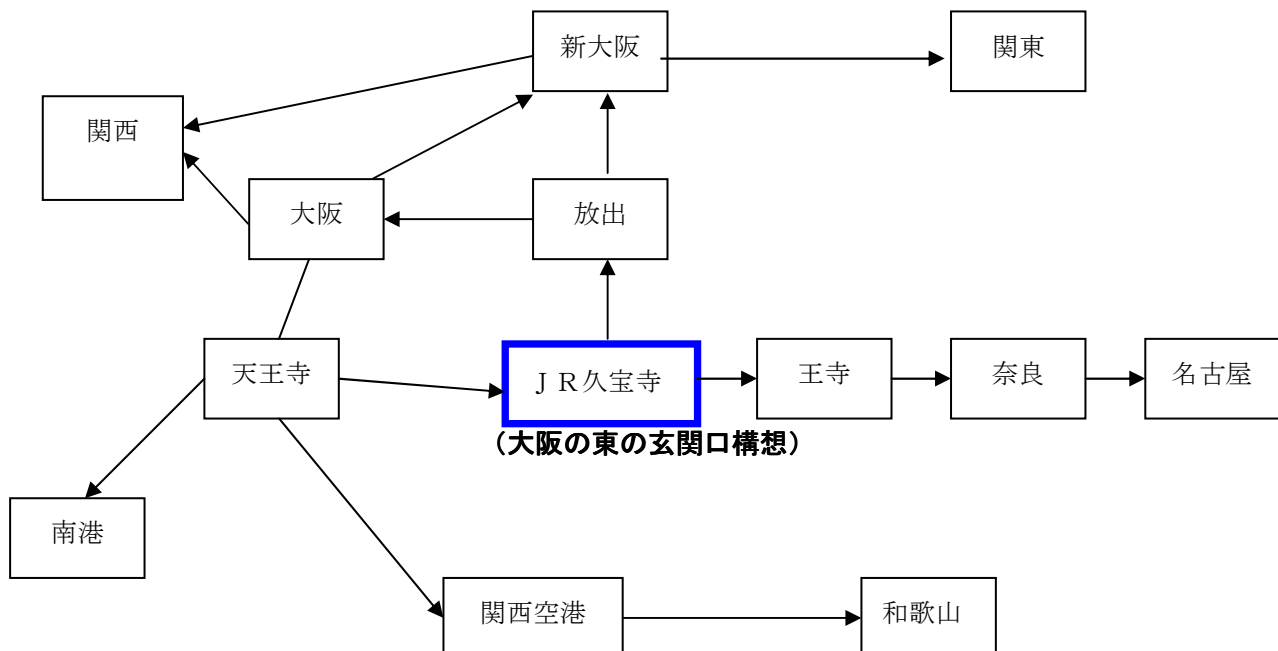
### ◆住教育によるまちづくりと人づくり [前掲のため略]

## ■交通・防災・防犯

### ◆都市交通

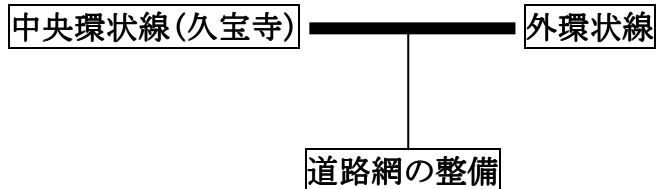
1. JR久宝寺駅周辺、近鉄八尾駅周辺との相互—互惠関係づくりのまちづくりの推進（循環バスを走らせる道の整備）
2. 市南と市北との交通網・下水道の整備

図3 将来のJ R久宝寺駅を中心とした交通体系



#### ◆道路網の整備

1. 八尾市内の東西連絡網がない。



2. 自転車、ハイブリッド自転車、エコカーの走るまちにしていく。そのための道路網の整備、旧道の活用活性化、駐輪場の整備。

#### ◆放置自転車対策の抜本的な見直し [前掲のため略]

#### ◆ 防災

1. 地域防災組織の整備。

大きな自然災害は、人間の力では止めることはできない。しかし、被害を少しでも抑えることは、日々の努力で可能である。また、災害が起こってしまった後の暮らしの復旧への対応は、個人だけではどうにもならず、ライフラインの迅速な復旧は当然のことながら、人と人の助け合いが大きな力になることは、阪神・淡路大震災でも明らかである。

このことを考えると、しっかりとした地域防災組織を整備することが重要であると考えられる。すでにこのような取組みはなされているが、より一層の強化が必要である。また、ハード面では以下のような対応、対策が必要であると考えられる。

#### ◆ 避難場所の防災計画

1. 学校体育館等、地域内避難施設の早急な耐震化。
2. 地域内避難施設の高齢者対応チェックと対応（トイレの位置、避難時滞在室の階数等）。

◆ **水路を意識した防災計画**

1. ゲリラ豪雨の対策（水路の清掃・草取り・ごみの落下防止策）
2. 家庭の雨水タンク（自家ダム）の推奨
3. 打ち水作戦などによる温暖化防止啓発

◆ **清らかな水の確保と放置ため池の対策**

- ・都市型水害の起こらない対策

◆ **防犯**

防犯対策については、昨今の社会では大きな課題となっているが、暮らしの中での細かな防犯対策は、地域ごとに対応することが必要不可欠である。地域防犯組織に関して市においてもいろいろな取組みもなされているが、今後一層強化していく必要がある。この意味でも、コミュニティ推進スタッフへの期待は大きい。

### 3 全委員からのコメント(50音順)

#### ○ 阿久澤 委員

市民参加型は民主主義の要。でも一般的にそれが強調されるのは、行政主導の政策実施が経済的に困難な時期と重なります。また強圧によらず市民をまとめる民主主義は、強い仲間意識も必要とします。狭い同質性ではなく、多様な文化や背景をもつ人びとを包摂する、主体的な市民活動に期待します。

#### ○ 新井 委員

河内音頭まつりを見なおす。河内音頭まつり振興会を行政が支援するのならボランティアの方も沢山出ている事もあり補助金の妥当性も考える必要がある。会議に出席し、意見を言う機会があり、大変良かった。意見が反映出来たら良いと思う。

#### ○ 太田 委員

「八尾市をよくしたい」という志のある方々がいろんな体験や知識、そして夢を持ちより、活発に対話することにより、行政マンだけでは成し得ない大切な提言書ができたものと思います。提言書だけでなくこのプロセスや関係性も市民の財産だと思えます。さらにこの関係性の輪を広げながら、後世に残せるような有形、無形（信頼やコミュニティなど）の財産づくりに市民みんなで取り組んでいただくことを期待します。

#### ○ 大橋 委員

この会に参加しまして、行政の方も含め、いろいろな方とお会いすることが出来、またみんなで八尾市の発展について真剣に話し合いが出来て良かったです。町の発展は行政機関等、誰かにやってもらうものという側面もありますが、あくまで主体は、私たち市民であって、作り上げていくものだと改めて思いました。

#### ○ 菅 委員

八尾市の将来像を議論してきて、

- ① 歴史と文化を大切にしている街、
- ② 久宝寺を中心とした都市型エコタウン構想と、高安山を中心とした里山保全のバランスのとれた街、
- ③ グリーン内需を中心とした経済と環境重視の環境先進都市構想、
- ④ 八尾市の新交通体系と新エコツーリズムシステムの構築、
- ⑤ 市民が安心して暮らせる人権や福祉対策の整った街

これらの事柄について最も心残りの事は、プロスペクティブロジカルチャート(スキーム)が図式で表したらと言う想いでいっぱいです。

### ○ 北村 委員

10年前、4次総合計画へ提言した市民委員に参加させて頂き、メンバーを中心にその後、提言にかかわる活動を共にしてきました。知る限りでも18名に、この10年で亡くなられた方・転居・結婚・出産と其々色々あった。今後の10年が市民にとって充実した貴重な年月になることを望む。

### ○ 木下 委員

八尾の文化である河内音頭、高齢者、子ども達全ての市民に広く伝え、守り、継承していく行政と市民が協働し、より多くの機会を持てる様、河内音頭の常設常座の設置を強く希望する。委員として参加出来、色々な分野の方の意見を聞く事が大変有意義であった。

### ○ 斉藤 委員

市民委員の八尾を思う熱い志と、各専門分野で蓄積された豊富な経験と知識から語られる、壮大な未来展望のお供ができました。八尾がもつ豊富な資源の一つとしての「ひと」、その人としての市民がどう手を携えていけるのか、難しくも魅力ある挑戦にエールです。

### ○ 坂倉 委員

八尾の将来像を探るうち、現状に色々な疑問が出てきた。専業農家の内、後継者がいるのはわずか10軒程。八尾から農業がなくなる？ 公務員の多額の退職金を借金で賄い、将来の子供たちに負わせていいの？ 一人ひとりが自分の頭で考えるべき時だと思う。

### ○ 阪本 委員

八尾を愛する人、八尾の発展を真剣に考えている人が、こんなにたくさんいらっしゃるのかと、驚きました。会合では皆さん自分の意見をはっきりと述べ、且つ実践していらっしゃる。私もメンバーをはずれても、自分が発言したことを実行し、八尾の発展に尽くします。

### ○ 末武 委員

観光事業は私がかねてより長年取り組んできた専門分野であり、以前から八尾観光の必要性を提唱し続けてきました。第5次総合計画の中で、八尾の観光について提言できたことをうれしく思いますし、今後も尽力していきたいと考えています。

### ○ 高見 委員

産業・就労に関心をもって参加しました。産業のグリーン化、福祉化、暮らしを支える地域密着サービスなど、新しい事業に挑戦する人や働きたい人を応援する仕組みの充実が大切だと感じています。

### ○ 高山 委員

まちづくりには馴れが一番怖い。以前からそうであるから仕方がないと諦める。気になることが無くなる事が、まちをダメにする。うるさい市民が多いほど良いまちになっていく。うるさい市民が増えるほど行政マンの質が上がる。これを機会にみんなで、思っきりうるさい市民になりましょう！

### ○ 長沢 委員

現実の再編成への枯渇なき豊かな資源は叡智そのもの。数の動員力、形の増大、解決や淘汰が進歩や発展につながるのと世の考えにとられる事なく、真の自由で軽やかな生き方が、本来のありのままの姿で出会い、謙虚に学び続けられるまちづくりとなります様に・・・。

### ○ 初谷 委員

今回の市民懇談会では、委員の皆さんの仕事や地域、市民活動での経験の厚みと、市政への提案に向けた強い意志を感じさせられる日々でした。懇談会としての10カ月の航程は終えましたが、市と市民の航海は不断に続いています。針路に多くの市民の皆さんの関心とさらなる参画を期待したいと思います。

### ○ 原 委員

4次総計への提言から10年。市民の八尾に対する思いは10年前も今も変わらない。具体的な提案。見方によると、今までの批判のように感じるかもしれない。前向きに読んでほしい。その提案の言葉に隠れている市民の思いを。

協働は、お互いの思いをもっと聞くことから始まると思う。きっと前進できる。10年後、6次総計の提言書に、市民はどんな思いを書くことになるのだろう。

### ○ 原田 委員

絵になるまち、物語のあるまち、子どもたちのはしゃぐ声がきこえるまち、お年寄りの笑顔がみられるまち、新旧の住民が溶け合い、互いを理解し共生できるまちづくり。そんな希望を抱いて参加しました。八尾を愛する素晴らしい人たちと思いを語り合うことができ、うれしく思います。

○ 東 委員

「八尾大好き」人間の一人として、女性も男性も、子どもも高齢者も、障がい者も外国人も「この地に住んでよかった」と言える町にしたいと改めて思った。そのためには行政任せにするのではなく、さまざまな形で市民が参画することが大切。5次総合計画が市民にわかりやすく広報され、実現されるよう願うと共に、そのために微力ながら尽力したい。

○ 美馬 委員

短い期間の中、濃い内容で、学ぶ事が多くありました。地域も時代と共に変わる必要があり、市民と行政の関係もその変化の中にある。本懇談会が一時のものではなく、八尾を常に高所・大所から見つめ、提言できる場として継続することを期待しています。

○ 行本 委員

特にコメントはありません。

## ■参考資料

### 元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 八尾市に住みつづけたい、住んでみたいと誰もが思えるまちづくりを推進するにあたり、市民参画と協働のまちづくりの観点から、広く市民の意見や提言を反映させるため、元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民懇談会は、市民の視点から、八尾市の施策や事務事業について評価を行い、地域の活性化及び魅力づくりの方向性を探りながら、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見や提言をするものとする。

(1) 市役所のまちづくりへの取り組みの成果と今後の課題に関すること。

(2) その他市民懇談会の目的達成のため必要と認めること。

(委員)

第3条 市民懇談会は、市長が委嘱する次の各号に掲げる者の合計20名以内で構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募により選出した市民

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 市民懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会務を総理し、市民懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 市民懇談会は、所掌事務に関する理解を深めるため、地域経営アドバイザー及び行政経営アドバイザーの専門的指導、助言を得ることができる。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 市民懇談会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員謝礼)

第7条 委員の謝礼は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）に定める範囲内において、別に定める額を支給する。ただし、第3条第1項第1号の委員のうち八尾市専門委員設置規則（平成20年八尾市規則第46号）に定める専門委員に対しては支給しない。

(庶務)

第8条 市民懇談会の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

## 元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会委員名簿

(委嘱期間 平成20年10月29日～22年3月31日)

あくざわ 阿久澤	まりこ 麻理子	学 識 委 員 (兵庫県立大学環境人間学部 准教授)
あらい 新井	えいじゅ 榮 壽	市 民 委 員
おおた 太田	かずき 一 樹	学 識 委 員 (大阪経済大学経営学部 教授)
おおはし 大 橋	よしこ 良子	市 民 委 員
かん 菅	はるみ 春水	市 民 委 員
きたむら 北 村	しげあき 茂 章	市 民 委 員
きのした 木 下	みちよ 美千代	市 民 委 員
さいとう 斉 藤	ちづる 千鶴 (副座長)	学 識 委 員 (関西福祉科学大学社会福祉学部 教授)
さくら 坂 倉	ゆきえ 幸枝	市 民 委 員
さかもと 阪 本	やすじ 安司	市 民 委 員
すえたけ 末 武	なおよし 直 義	市 民 委 員
たかみ 高見	かずお 一 夫	市 民 委 員
たかやま 高 山	はるゆき 晴 行	市 民 委 員
ながさわ 長 沢	かつひこ 克 彦	市 民 委 員
はつたに 初 谷	いさむ 勇 (座長)	学 識 委 員 (大阪商業大学総合経営学部 教授)
はら 原	たまき 多摩樹	市 民 委 員
はらだ 原田	みつたけ 光 丈	市 民 委 員
ひがし 東	ひろこ 裕子	市 民 委 員
みま 美馬	とおる 徹	市 民 委 員
ゆきもと 行 本	いさお 功	市 民 委 員

(50音順・敬称略)

**表 1 市民懇談会の活動経過**

開催日	内容
第1回全体会 (平成20年10月29日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八尾市第5次総合計画策定の取り組み及び市民懇談会の活動について</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
第2回全体会 (平成20年12月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4次総合計画の総括について (グループでの意見交換と発表)</li> </ul>
第3回全体会 (平成21年1月24日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4次総合計画総括へのコメントに関する意見交換 (コメントは『第4次八尾市総合計画「やお未来・元気プラン21」総括レポート(平成21年3月発行)』へ掲載)</li> </ul>
第4回全体会 (平成21年3月2日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書作成の進め方についての意見交換</li> </ul>
第5回全体会 (平成21年4月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市からの説明 (八尾市の財政について、行財政改革について)</li> <li>・ 検討グループの活動の進め方についての意見交換</li> </ul>
第6回全体会 (平成21年6月9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つのグループからの中間報告と意見交換</li> </ul>
第7回全体会 (平成21年8月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つのグループからの中間報告と意見交換</li> <li>・ 提言書に向けて</li> </ul>
第8回全体会 (平成21年8月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長への提言書の提出と意見交換</li> </ul>

**表 2 市民懇談会の検討グループ**

名称	主な検討事項
Aグループ	大きな視点からまちづくりの方向性や、市民参加、地域経営、行財政改革などについて話し合うグループ
B-1グループ	人権・教育・子ども・福祉・医療などについて話し合うグループ
B-2グループ (ひかりチーム)	文化・観光・産業・就労などについて話し合うグループ
B-3グループ	景観・環境・土地利用・都市基盤・交通・防犯・防災などについて話し合うグループ

編集後記にかえて

### 「ありがとう」の言葉で、共に生きる地球社会をより豊かに！

市民懇談会第7回全体会でのこと・・・

「暮らしている地域や八尾を誇りに思え、国を超えてみんなに伝えたい。なるようなまちをめざしたい。」「新しい総合計画は、市民すべてに開かれたものであってほしい。外国人市民への周知や情報提供についても十分配慮しなければ。」—— 提言に向けて活発に意見を交換する中で、こんな提案がありました。

「われわれのこの思いや意識を、何かのかたちで提言書に表せたら。八尾のことをいろいろ伝えていくその第一歩として、まずは八尾在住の46カ国、7千人を超える外国人市民のそれぞれの言語で“ありがとう”を掲げ、この提言書を手にとってもらった方すべてに、『あなたの“ありがとう”の心を世界の人びとに伝えられますか？』というメッセージを投げかけたい・・・。」

—— 提言の期日も迫る中、すべての言語を正確に掲載し難く、この提案はひとまず見送られましたが、提案した委員から次のウェブサイトの紹介をいただきました。

\* 「社団法人長野国際親善クラブ」

([http://www.valley.ne.jp/~nifc/school/pc9/pc9\\_index.html](http://www.valley.ne.jp/~nifc/school/pc9/pc9_index.html))

長野五輪を契機に始まり、その後のオリンピックにも受け継がれている「一校一国運動」を伝える画面では、20の国の言葉で「ありがとう」と「こんにちは」の声を聴くことができます。

共に生きる地域社会のビジョンとなる新たな総合計画が、地球社会に通じる市民すべての心に支えられ、共有されることを願ってやみません。

**「これからの八尾のまちづくりの方向性について」(提言書)**

発行年月日 平成21年8月26日

編集 元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会

事務局 八尾市政策推進課・総合計画策定プロジェクトチーム

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

電話 (072)924-3918

FAX (072)993-5944